



栃木県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第28号

目次

監査委員

○包括外部監査の結果に関する報告の公表..... 1

監査委員

栃木県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、染宮守包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月31日

栃木県監査委員	阿	部	寿	一
同	金	子		裕
同	金	井	弘	行
同	石	崎		均

平成 27 年度

包括外部監査報告書

県税の賦課徴収事務について

栃木県包括外部監査人

染 宮 守

目次

I.	外部監査の概要	3
1.	外部監査の種類	3
2.	選定した特定の事件	3
3.	事件を選定した理由	3
4.	監査の範囲	4
5.	実施した監査の方法	4
6.	補助者の選任	4
7.	外部監査の実施時期	5
8.	利害関係	5
II.	全般的事項	6
1.	県の財政状況及び県税収入の状況	6
2.	県税徴収率の全国比較	9
3.	平成 26 年度税制改正（地方法人税の創設等）	15
III.	個別的事項	18
1.	個人県民税	18
2.	法人県民税	27
3.	県民税利子割	36
4.	個人事業税	37
5.	法人事業税	44
6.	地方消費税	51
7.	不動産取得税	57
8.	県たばこ税	64
9.	ゴルフ場利用税	69
10.	自動車取得税	74
11.	軽油引取税	82
12.	自動車税	87

1 3. 鉦区税	93
1 4. 狩猟税	97
IV. 監査の結果	102
1. 個人県民税	102
2. 法人県民税・事業税	109
3. 個人事業税	116
4. 不動産取得税	120
5. ゴルフ場利用税	122
6. 自動車取得税・自動車税	125
7. 軽油引取税	128
8. 軽油引取税実額調査	129
9. 軽油引取税免税証関係	135
1 0. 狩猟税	138
1 1. 滞納処分	139
1 2. 税務オンラインシステム	147
1 3. 県税の納付方法	150
1 4. 文書管理	151
V. まとめ	152

(本報告書における記載内容の注意事項)

・ 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

県税の賦課徴収事務について

(2) 外部監査対象期間

平成 26 年度（自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

栃木県の県税収入は平成 26 年度で 2,248 億円であり、一般会計歳入額 7,785 億円に占める割合は 29%と、歳入の根幹をなす重要な財源となっている。

県の財政状況については非常に厳しいものがあり、平成 21 年に策定された「とちぎ未来開拓プログラム」によれば、平成 21 年度末には財政調整的基金が 30 億円しかなくなり、このままでは、多額の赤字を抱え、財政再生団体に転落する恐れがあった。

このような状況の中、財政健全化に取り組んだ結果、平成 26 年度末では財政調整的基金の残高は 845 億円まで回復したが、いまだ県の財政状況には厳しいものがある。

このような状況下において、県税の徴収強化は重要な課題である。

したがって、県税の賦課徴収事務が適切に運用され、税収の確保と、課税及び徴収の公平性が、確保されていることを検証することは、包括外部監査のテーマとして適しているものと判断した。

4. 監査の範囲

監査の対象とした部局

経営管理部 税務課
宇都宮県税事務所
鹿沼県税事務所
真岡県税事務所
栃木県税事務所
矢板県税事務所
大田原県税事務所
安足県税事務所
自動車税事務所

5. 実施した監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 県税の賦課徴収事務は、法令等に従い適切に行われているか。
- ② 県税の賦課徴収事務は、公平かつ公正に行われているか。
- ③ 県税の賦課徴収事務は、効率的かつ効果的に行われているか。
- ④ 文書管理は、適切に行われているか。
- ⑤ 税務オンラインシステムは、適切に管理運営されているか。

(2) 実施した監査手続

- ① 関係法令、条文、規則等の根拠規定を確認し、制度の趣旨及び事務の手続きの流れ等を確認した。
- ② 県税事務所及び自動車税事務所に往査し、賦課徴収事務及び滞納整理事務が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを確認した。
- ③ 県税の賦課徴収事務について、担当者に質問するとともに関係書類を閲覧した。
- ④ その他包括外部監査人が準拠性監査及び業務監査に必要と認めた監査手続を実施した。

6. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として、公認会計士 福田 栄、同 森正人、同 佐藤健二、同 小林裕史を選任した。

7. 外部監査の実施時期

平成27年6月1日より平成27年12月16日まで監査を実施し、平成28年1月13日に最終的な意見をまとめたものである。

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 全般的事項

1. 県の財政状況及び県税収入の状況

平成 25 年 3 月に策定された県の「財政健全化取組方針」によれば、平成 21 年当時の県の財政状況は、県債の償還が高水準にあることや、高齢化の進行に伴う医療福祉関係経費の増加に加え、国の三位一体改革により地方交付税等が大幅に削減された結果、財政調整的基金の取り崩しが増大し、平成 21 年度末には財政調整的基金の残高が 30 億円となることが見込まれた。

また、県税収入の落ち込みもあり、平成 22 年度以降、毎年 300 億円を超える大幅な財源不足が見込まれ、このままでは「財政再生団体」に転落する恐れがでてきた。

そこで、平成 21 年 10 月に「とちぎ未来開拓プログラム」を策定し、平成 21 年度から 24 年度を集中改革期間として、財政健全化に取り組むこととした。

「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた給与カット、内部努力の徹底、行政経費の削減等の取組により、平成 26 年度末では財政調整的基金の残高は 845 億円まで回復した。

県税収入について見ると、平成 23 年度は 2,007 億円まで落ち込んだが、平成 24 年度は 2,043 億円、平成 25 年度は 2,148 億円、平成 26 年度は 2,248 億円と、ここ数年は年々増加している。

一方、一般会計歳入額に占める県税収入の割合は、平成 22 年度は 25.4%、平成 23 年度は 24.8%、平成 24 年度は 25.9%、平成 25 年度は 27.7%、平成 26 年度は 28.9%と県税収入の伸びに呼応して、その比率は増加している。

税目別にみると、平成 26 年度においては県民税（個人県民税及び法人県民税）と事業税とで県税収入の 59%を占めているが、この二税については、税収全体が落ち込んだ平成 23 年度以降毎年増加している。

県民税については、平成 24 年度 4.7%、平成 25 年度 5.6%、平成 26 年度 3.8%それぞれ対前年度に比し伸びており、平成 26 年度は平成 23 年度に比べ 14.9%、金額にして 111 億円増加している。

事業税については、平成 24 年度 6.1%、平成 25 年度 14.8%、平成 26 年度 15.0%それぞれ対前年度に比し伸びており、平成 26 年度は平成 23 年度に比べ 40.1%、金額にして 131 億円増加している。

このことから、栃木県内の法人所得及び個人所得が回復傾向にあることをうかがうことができる。

一般会計歳入決算額の推移

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 県税	205,188,045	200,675,561	204,319,657	214,764,621	224,826,111
<前年度比>	▲ 4.6%	▲ 2.2%	1.8%	5.1%	4.7%
(1) 県民税	75,535,868	75,065,563	78,609,227	83,020,480	86,215,415
(2) 事業税	34,121,520	32,749,940	34,759,440	39,899,115	45,895,424
(3) 地方消費税	20,892,604	19,388,936	15,976,273	19,432,450	22,506,938
(4) 不動産取得税	5,211,014	4,303,655	4,592,980	5,095,928	5,312,583
(5) 県たばこ税	4,190,836	4,872,106	4,785,607	2,808,291	2,529,557
(6) ゴルフ場利用税	2,989,374	2,629,564	2,740,769	2,626,569	2,494,267
(7) 自動車取得税	3,700,274	2,953,013	3,708,580	3,231,146	1,741,844
(8) 軽油引取税	21,856,183	22,216,071	22,941,847	22,719,716	22,625,279
(9) 自動車税	36,614,088	36,433,902	36,149,835	35,878,322	35,448,832
(10) 鉱区税	9,475	9,398	8,874	8,047	7,317
(11) 狩猟税	54,150	49,380	44,419	43,582	41,186
(12) 旧法による税	12,659	4,033	1,806	975	7,469
2 地方消費税清算金	39,738,030	39,492,733	39,533,150	39,149,949	47,438,684
<前年度比>	▲ 0.2%	▲ 0.6%	0.1%	▲ 1.0%	21.2%
(1) 地方消費税清算金	39,738,030	39,492,733	39,533,150	39,149,949	47,438,684
3 地方譲与税	26,139,468	27,479,012	28,320,920	33,421,680	39,354,317
<前年度比>	88.8%	5.1%	3.1%	18.0%	17.8%
(1) 地方法人特別譲与税	22,306,592	23,997,314	24,789,041	29,967,771	36,164,697
(2) 地方揮発油譲与税	3,599,966	3,270,686	3,331,119	3,258,468	3,010,133
(3) 石油ガス譲与税	232,901	210,998	200,745	195,441	179,487
(4) 地方道路譲与税	9	14	15		
4 地方特例交付金	2,432,128	2,056,453	785,137	795,030	787,815
<前年度比>	▲ 12.7%	▲ 15.4%	▲ 61.8%	1.3%	▲ 0.9%
(1) 地方特例交付金	2,432,128	2,056,453	785,137	795,030	787,815
5 地方交付税	140,840,964	154,019,642	140,188,341	128,666,527	127,826,397
<前年度比>	10.1%	9.4%	▲ 9.0%	▲ 8.2%	▲ 0.7%
(1) 地方交付税	140,840,964	154,019,642	140,188,341	128,666,527	127,826,397
6 交通安全対策特別交付金	753,885	719,853	681,904	632,529	554,037
<前年度比>	▲ 6.7%	▲ 4.5%	▲ 5.3%	▲ 7.2%	▲ 12.4%
(1) 交通安全対策特別交付金	753,885	719,853	681,904	632,529	554,037
7 分担金及び負担金	5,002,994	5,674,113	4,512,102	3,631,684	2,739,881
<前年度比>	▲ 25.9%	13.4%	▲ 20.5%	▲ 19.5%	▲ 24.6%
(1) 負担金	5,002,994	5,674,113	4,512,102	3,631,684	2,739,881

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
8 使用料及び手数料	7,237,835	7,144,983	7,017,714	6,758,729	8,429,103
〈前年度比〉	▲ 38.0%	▲ 1.3%	▲ 1.8%	▲ 3.7%	24.7%
(1) 使用料	3,833,049	3,792,453	3,751,151	3,689,841	5,185,531
(2) 手数料	3,404,786	3,352,530	3,266,563	3,068,888	3,243,572
9 国庫支出金	99,164,407	102,965,849	95,366,778	102,305,185	89,892,188
〈前年度比〉	▲ 31.9%	3.8%	▲ 7.4%	7.3%	▲ 12.1%
(1) 国庫負担金	40,034,004	41,314,474	41,791,882	37,860,764	39,398,160
(2) 国庫補助金	56,305,520	60,343,541	51,598,559	62,559,023	48,385,309
(3) 委託金	2,824,883	1,307,834	1,976,337	1,885,398	2,108,719
10 財産収入	1,551,589	1,757,068	2,325,779	1,803,789	1,306,270
〈前年度比〉	▲ 18.2%	13.2%	32.4%	▲ 22.4%	▲ 27.6%
(1) 財産運用収入	943,645	941,239	837,628	827,942	736,097
(2) 財産売払収入	607,944	815,829	1,488,151	975,847	570,173
11 寄附金	132,797	781,673	194,461	350,044	102,910
〈前年度比〉	▲ 92.0%	488.6%	▲ 75.1%	80.0%	▲ 70.6%
(1) 寄附金	132,797	781,673	194,461	350,044	102,910
12 繰入金	20,310,607	28,270,525	23,404,363	21,950,317	30,376,779
〈前年度比〉	▲ 34.7%	39.2%	▲ 17.2%	▲ 6.2%	38.4%
(1) 特別会計繰入金	435,290	1,222,683	421,161	311,813	370,999
(2) 基金繰入金	19,875,317	27,047,842	22,983,202	21,638,504	30,005,780
13 繰越金	7,862,879	17,770,995	13,315,827	13,787,572	13,478,471
〈前年度比〉	0.6%	126.0%	▲ 25.1%	3.5%	▲ 2.2%
(1) 繰越金	7,862,879	17,770,995	13,315,827	13,787,572	13,478,471
14 諸収入	129,773,606	120,913,467	126,267,602	110,607,118	103,565,237
〈前年度比〉	13.0%	▲ 6.8%	4.4%	▲ 12.4%	▲ 6.4%
(1) 延滞金、加算金及び過料等	634,234	542,824	528,136	509,980	458,698
(2) 県預金利子	424	1,721	512	881	2,119
(3) 貸付金元利収入	115,805,733	107,919,477	113,487,379	98,858,097	92,516,019
(4) 受託事業収入	576,531	449,525	320,424	553,387	358,816
(5) 収益事業収入	8,707,672	8,957,812	8,079,655	8,211,045	8,183,417
(6) 利子割精算金収入	17,569	16,384	12,875	10,841	11,901
(7) 雑入	4,031,443	3,025,724	3,838,621	2,462,887	2,034,267
15 県債	122,380,000	100,005,740	101,500,200	98,053,000	87,812,134
〈前年度比〉	21.0%	▲ 18.3%	1.5%	▲ 3.4%	▲ 10.4%
(1) 県債	122,380,000	100,005,740	101,500,200	98,053,000	87,812,134
合 計	808,509,234	809,727,667	787,733,935	776,677,774	778,490,334
〈前年度比〉	▲ 1.7%	0.2%	▲ 2.7%	▲ 1.4%	0.2%

2. 県税徴収率の全国比較

県税徴収率の推移及び全国比較表は 11 ページ以下の別紙 1 から 4 に示した通りである。

以下の課題及び平成 27 年度重点取組内容は、県の担当課において認識している事項である。

全税目

区 分	徴収率	前年比	全国順位 (前年)	全国平均	備 考
現 滞 計	96.7	+0.7	44 (45)	97.4	別紙 1

(課 題)

徴収率は、前年比+0.7 と改善が図られているものの依然全国平均を下回り、全国最低レベルにある。

今後も引き続き「市町が賦課徴収する個人県民税」と「県が賦課徴収する個人県民税を除く税目」で、それぞれ、徴収率向上に向けた取組を実施する必要がある。

個人県民税（均等割+所得割）

区 分	徴収率	前年比	全国順位 (前年)	全国平均	備 考
現 滞 計	91.4	+0.8	47 (46)	93.8	別紙 2

(課 題)

徴収率は、前年比+0.8 と改善が図られているものの全国平均を大幅に下回り、全国最下位にある。

収入未済額の県全体に占める割合は 86.6%（前年比+5.5）であり、依然、個人県民税対策が重要な課題である。

(平成 27 年度の重点取組内容)

現年対策 → 個人住民税の特別徴収義務者の滞納事案における徴収支援の取組

滞繰対策 → 市町からの徴取引継（地方税法第 48 条）による徴収困難案件等を中心とした収入未済額の圧縮

個人県民税（均等割＋所得割）を除く全税目

区 分	徴収率	前年比	全国順位 (前年)	全国平均	備 考
現 年	99.8	±0.0	6 (14)	99.6	別紙3
現 滞 計	99.2	+0.5	23 (35)	99.1	別紙4

(課 題)

徴収取組が奏功し、現年で6位（前年14位）、現滞計で23位（前年35位）となった。

引き続き、現年とともに滞繰対策を強化する必要がある。

(平成27年度の重点取組内容)

現年対策 → 早期の滞納整理の取組による早期完結の推進

滞繰対策 → 滞納処分及び徴収不能案件に係る不良債権処理の更なる推進

順位	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		順位
	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	
1	新潟	98.5	新潟	98.5	新潟	98.2	新潟	98.2	新潟	98.2	新潟	98.2	新潟	98.2	新潟	98.2	新潟	98.2	新潟	98.2	1
2	福島	98.1	福島	98.2	福島	98.2	福島	98.2	福島	98.2	福島	98.2	福島	98.2	福島	98.2	福島	98.2	福島	98.2	2
3	鳥取	98.0	鳥取	98.1	鳥取	98.0	鳥取	98.0	鳥取	98.0	鳥取	98.0	鳥取	98.0	鳥取	98.0	鳥取	98.0	鳥取	98.0	3
4	山形	97.9	山形	98.0	山形	98.0	山形	98.0	山形	98.0	山形	98.0	山形	98.0	山形	98.0	山形	98.0	山形	98.0	4
5	岩手	97.9	岩手	97.9	岩手	97.9	岩手	97.9	岩手	97.9	岩手	97.9	岩手	97.9	岩手	97.9	岩手	97.9	岩手	97.9	5
6	青森	97.9	青森	98.0	青森	98.0	青森	98.0	青森	98.0	青森	98.0	青森	98.0	青森	98.0	青森	98.0	青森	98.0	6
7	山形	97.8	山形	97.9	山形	97.9	山形	97.9	山形	97.9	山形	97.9	山形	97.9	山形	97.9	山形	97.9	山形	97.9	7
8	徳島	97.8	徳島	97.9	徳島	97.9	徳島	97.9	徳島	97.9	徳島	97.9	徳島	97.9	徳島	97.9	徳島	97.9	徳島	97.9	8
9	京都	97.7	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	9
10	京都	97.7	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	京都	97.9	10
11	東京	97.7	東京	97.9	東京	97.9	東京	97.9	東京	97.9	東京	97.9	東京	97.9	東京	97.9	東京	97.9	東京	97.9	11
12	富山	97.7	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	12
13	富山	97.6	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	富山	97.8	13
14	香川	97.4	香川	97.7	香川	97.8	香川	97.8	香川	97.8	香川	97.8	香川	97.8	香川	97.8	香川	97.8	香川	97.8	14
15	三重	97.3	三重	97.7	三重	97.7	三重	97.7	三重	97.7	三重	97.7	三重	97.7	三重	97.7	三重	97.7	三重	97.7	15
16	三重	97.3	三重	97.6	三重	97.6	三重	97.6	三重	97.6	三重	97.6	三重	97.6	三重	97.6	三重	97.6	三重	97.6	16
17	愛知	97.3	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	17
18	愛知	97.3	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	愛知	97.5	18
19	佐賀	97.2	佐賀	97.5	佐賀	97.5	佐賀	97.5	佐賀	97.5	佐賀	97.5	佐賀	97.5	佐賀	97.5	佐賀	97.5	佐賀	97.5	19
20	長野	97.2	長野	97.5	長野	97.5	長野	97.5	長野	97.5	長野	97.5	長野	97.5	長野	97.5	長野	97.5	長野	97.5	20
21	群馬	97.2	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	21
22	群馬	97.2	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	群馬	97.4	22
23	茨城	97.0	茨城	97.3	茨城	97.3	茨城	97.3	茨城	97.3	茨城	97.3	茨城	97.3	茨城	97.3	茨城	97.3	茨城	97.3	23
24	神奈川	97.0	神奈川	97.3	神奈川	97.3	神奈川	97.3	神奈川	97.3	神奈川	97.3	神奈川	97.3	神奈川	97.3	神奈川	97.3	神奈川	97.3	24
25	静岡	96.9	静岡	97.2	静岡	97.2	静岡	97.2	静岡	97.2	静岡	97.2	静岡	97.2	静岡	97.2	静岡	97.2	静岡	97.2	25
26	熊本	96.9	熊本	97.2	熊本	97.2	熊本	97.2	熊本	97.2	熊本	97.2	熊本	97.2	熊本	97.2	熊本	97.2	熊本	97.2	26
27	大阪	96.9	大阪	97.0	大阪	97.0	大阪	97.0	大阪	97.0	大阪	97.0	大阪	97.0	大阪	97.0	大阪	97.0	大阪	97.0	27
28	滋賀	96.8	滋賀	97.0	滋賀	97.0	滋賀	97.0	滋賀	97.0	滋賀	97.0	滋賀	97.0	滋賀	97.0	滋賀	97.0	滋賀	97.0	28
29	岡山	96.8	岡山	97.0	岡山	97.0	岡山	97.0	岡山	97.0	岡山	97.0	岡山	97.0	岡山	97.0	岡山	97.0	岡山	97.0	29
30	宮城	96.8	宮城	97.0	宮城	97.0	宮城	97.0	宮城	97.0	宮城	97.0	宮城	97.0	宮城	97.0	宮城	97.0	宮城	97.0	30
31	長崎	96.7	長崎	96.9	長崎	97.0	長崎	97.0	長崎	97.0	長崎	97.0	長崎	97.0	長崎	97.0	長崎	97.0	長崎	97.0	31
32	北海道	96.6	北海道	96.8	北海道	96.8	北海道	96.8	北海道	96.8	北海道	96.8	北海道	96.8	北海道	96.8	北海道	96.8	北海道	96.8	32
33	鹿児島	96.6	鹿児島	96.8	鹿児島	96.8	鹿児島	96.8	鹿児島	96.8	鹿児島	96.8	鹿児島	96.8	鹿児島	96.8	鹿児島	96.8	鹿児島	96.8	33
34	岐阜	96.4	岐阜	96.8	岐阜	96.8	岐阜	96.8	岐阜	96.8	岐阜	96.8	岐阜	96.8	岐阜	96.8	岐阜	96.8	岐阜	96.8	34
35	愛媛	96.1	愛媛	96.7	愛媛	96.7	愛媛	96.7	愛媛	96.7	愛媛	96.7	愛媛	96.7	愛媛	96.7	愛媛	96.7	愛媛	96.7	35
36	和歌山	96.0	和歌山	96.6	和歌山	96.6	和歌山	96.6	和歌山	96.6	和歌山	96.6	和歌山	96.6	和歌山	96.6	和歌山	96.6	和歌山	96.6	36
37	福岡	96.0	福岡	96.6	福岡	96.6	福岡	96.6	福岡	96.6	福岡	96.6	福岡	96.6	福岡	96.6	福岡	96.6	福岡	96.6	37
38	熊本	95.9	熊本	96.5	熊本	96.5	熊本	96.5	熊本	96.5	熊本	96.5	熊本	96.5	熊本	96.5	熊本	96.5	熊本	96.5	38
39	茨城	95.8	茨城	96.3	茨城	96.3	茨城	96.3	茨城	96.3	茨城	96.3	茨城	96.3	茨城	96.3	茨城	96.3	茨城	96.3	39
40	千葉	95.8	千葉	96.2	千葉	96.2	千葉	96.2	千葉	96.2	千葉	96.2	千葉	96.2	千葉	96.2	千葉	96.2	千葉	96.2	40
41	山梨	95.5	山梨	96.0	山梨	96.0	山梨	96.0	山梨	96.0	山梨	96.0	山梨	96.0	山梨	96.0	山梨	96.0	山梨	96.0	41
42	埼玉	95.3	埼玉	95.8	埼玉	95.8	埼玉	95.8	埼玉	95.8	埼玉	95.8	埼玉	95.8	埼玉	95.8	埼玉	95.8	埼玉	95.8	42
43	兵庫	95.3	兵庫	95.8	兵庫	95.8	兵庫	95.8	兵庫	95.8	兵庫	95.8	兵庫	95.8	兵庫	95.8	兵庫	95.8	兵庫	95.8	43
44	高知	95.2	高知	95.7	高知	95.7	高知	95.7	高知	95.7	高知	95.7	高知	95.7	高知	95.7	高知	95.7	高知	95.7	44
45	沖縄	95.0	沖縄	95.6	沖縄	95.6	沖縄	95.6	沖縄	95.6	沖縄	95.6	沖縄	95.6	沖縄	95.6	沖縄	95.6	沖縄	95.6	45
46	奈良	94.7	奈良	95.4	奈良	95.4	奈良	95.4	奈良	95.4	奈良	95.4	奈良	95.4	奈良	95.4	奈良	95.4	奈良	95.4	46
47	福井	92.1	福井	92.6	福井	93.3	福井	93.3	福井	93.3	福井	93.3	福井	93.3	福井	93.3	福井	93.3	福井	93.3	47
	合計	96.9	合計	97.2	合計	97.2	合計	97.2	合計	97.2	合計	97.2	合計	97.2	合計	97.2	合計	97.2	合計	97.2	

個人都道府県民税（均等・所得割）徴収率推移 [現滞計]

別紙2

順位	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		順位
	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	
1	京都	95.1	京都	96.9	京都	96.6	京都	96.4	京都	96.3	京都	96.4	京都	96.5	京都	96.8	京都	97.1	京都	97.4	1
2	島根	94.7	島根	96.3	島根	96.0	島根	95.1	島根	95.3	島根	95.1	島根	95.2	島根	95.4	島根	95.7	島根	96.2	2
3	新潟	94.0	新潟	94.6	新潟	95.6	新潟	94.9	新潟	94.9	新潟	94.4	新潟	94.5	新潟	94.9	新潟	95.0	新潟	95.7	3
4	山形	93.8	山形	95.5	山形	95.5	山形	94.2	山形	94.2	山形	93.9	山形	94.1	山形	94.5	山形	95.0	山形	95.7	4
5	石川	93.6	石川	94.1	石川	94.9	石川	94.9	石川	94.2	石川	93.9	石川	93.7	石川	94.1	石川	94.8	石川	95.5	5
6	富山	93.4	富山	93.9	富山	94.6	富山	94.6	富山	94.1	富山	93.6	富山	93.6	富山	94.1	富山	94.8	富山	95.5	6
7	滋賀	93.1	滋賀	95.1	滋賀	94.6	滋賀	94.6	滋賀	94.0	滋賀	93.6	滋賀	93.6	滋賀	94.0	滋賀	94.8	滋賀	95.4	7
8	岐阜	92.9	岐阜	95.1	岐阜	94.5	岐阜	94.5	岐阜	93.8	岐阜	93.4	岐阜	93.5	岐阜	94.0	岐阜	94.7	岐阜	95.3	8
9	秋田	92.8	秋田	95.1	秋田	94.5	秋田	94.5	秋田	93.8	秋田	93.4	秋田	93.5	秋田	94.0	秋田	94.6	秋田	95.3	9
10	岩手	92.7	岩手	94.9	岩手	94.4	岩手	94.4	岩手	93.3	岩手	93.3	岩手	93.4	岩手	93.9	岩手	94.7	岩手	95.1	10
11	鹿児島	92.6	鹿児島	93.2	鹿児島	94.4	鹿児島	94.4	鹿児島	93.7	鹿児島	93.3	鹿児島	93.4	鹿児島	93.8	鹿児島	94.4	鹿児島	95.0	11
12	大分	92.4	大分	93.1	大分	94.9	大分	94.9	大分	93.6	大分	93.0	大分	93.4	大分	93.8	大分	94.4	大分	95.0	12
13	神奈川	92.4	神奈川	94.8	神奈川	94.2	神奈川	94.2	神奈川	93.6	神奈川	93.0	神奈川	93.3	神奈川	93.7	神奈川	94.2	神奈川	94.7	13
14	長野	92.3	長野	94.8	長野	94.2	長野	94.2	長野	93.4	長野	93.0	長野	93.3	長野	93.7	長野	94.2	長野	94.6	14
15	兵庫	92.3	兵庫	94.8	兵庫	94.1	兵庫	94.1	兵庫	93.3	兵庫	93.0	兵庫	93.2	兵庫	93.6	兵庫	94.0	兵庫	94.6	15
16	東京	92.2	東京	94.7	東京	94.0	東京	94.0	東京	93.0	東京	93.0	東京	93.0	東京	93.6	東京	94.0	東京	94.6	16
17	香川	92.2	香川	94.7	香川	93.9	香川	93.9	香川	93.2	香川	92.9	香川	92.9	香川	93.5	香川	93.9	香川	94.6	17
18	愛知	92.0	愛知	94.6	愛知	93.8	愛知	93.8	愛知	93.1	愛知	92.7	愛知	92.9	愛知	93.4	愛知	93.8	愛知	94.6	18
19	福岡	92.0	福岡	94.6	福岡	93.8	福岡	93.8	福岡	93.0	福岡	92.5	福岡	92.9	福岡	93.4	福岡	93.8	福岡	94.5	19
20	大阪	91.9	大阪	94.6	大阪	93.7	大阪	93.7	大阪	93.0	大阪	92.5	大阪	92.7	大阪	93.0	大阪	93.7	大阪	94.4	20
21	徳島	91.9	徳島	94.5	徳島	93.7	徳島	93.7	徳島	93.0	徳島	92.4	徳島	92.5	徳島	93.0	徳島	93.7	徳島	94.2	21
22	岡山	91.8	岡山	92.6	岡山	93.7	岡山	93.7	岡山	92.9	岡山	92.4	岡山	92.5	岡山	92.9	岡山	93.6	岡山	94.3	22
23	宮崎	91.8	宮崎	92.6	宮崎	93.6	宮崎	93.6	宮崎	92.9	宮崎	92.3	宮崎	92.4	宮崎	92.8	宮崎	93.5	宮崎	94.1	23
24	広島	91.6	広島	94.4	広島	93.5	広島	93.5	広島	92.9	広島	92.3	広島	92.2	広島	92.8	広島	93.4	広島	94.0	24
25	福岡	91.6	福岡	92.4	福岡	94.3	福岡	94.3	福岡	92.9	福岡	92.3	福岡	92.2	福岡	92.7	福岡	93.4	福岡	94.0	25
26	青森	91.5	青森	92.4	青森	93.5	青森	93.5	青森	92.8	青森	92.2	青森	92.2	青森	92.7	青森	93.2	青森	94.0	26
27	長崎	91.5	長崎	92.3	長崎	94.1	長崎	94.1	長崎	92.7	長崎	92.1	長崎	92.1	長崎	92.7	長崎	93.1	長崎	93.9	27
28	奈良	91.5	奈良	94.0	奈良	93.4	奈良	93.4	奈良	92.6	奈良	92.0	奈良	92.1	奈良	92.5	奈良	93.1	奈良	93.9	28
29	岐阜	91.4	岐阜	93.9	岐阜	93.4	岐阜	93.4	岐阜	92.6	岐阜	91.9	岐阜	92.1	岐阜	92.4	岐阜	93.1	岐阜	93.9	29
30	北海道	91.4	北海道	92.0	北海道	93.4	北海道	93.4	北海道	92.5	北海道	91.9	北海道	92.0	北海道	92.4	北海道	93.0	北海道	93.8	30
31	宮城	91.2	宮城	91.9	宮城	93.3	宮城	93.3	宮城	92.5	宮城	91.7	宮城	91.9	宮城	92.3	宮城	93.0	宮城	93.8	31
32	愛媛	91.1	愛媛	93.8	愛媛	93.3	愛媛	93.3	愛媛	92.5	愛媛	91.6	愛媛	91.6	愛媛	92.3	愛媛	92.9	愛媛	93.8	32
33	高知	90.9	高知	91.7	高知	93.2	高知	93.2	高知	92.4	高知	91.5	高知	91.6	高知	92.2	高知	92.9	高知	93.8	33
34	熊本	90.8	熊本	93.7	熊本	93.2	熊本	93.2	熊本	92.4	熊本	91.3	熊本	91.5	熊本	92.1	熊本	92.7	熊本	93.7	34
35	佐賀	90.8	佐賀	91.5	佐賀	93.0	佐賀	93.0	佐賀	92.4	佐賀	91.3	佐賀	91.5	佐賀	92.0	佐賀	92.7	佐賀	93.4	35
36	山口	90.4	山口	93.6	山口	92.7	山口	92.7	山口	91.6	山口	91.0	山口	91.3	山口	92.0	山口	92.7	山口	93.5	36
37	福井	90.4	福井	93.5	福井	92.6	福井	92.6	福井	91.5	福井	90.9	福井	91.2	福井	91.9	福井	92.7	福井	93.7	37
38	三重	90.0	三重	93.4	三重	92.6	三重	92.6	三重	91.5	三重	90.9	三重	91.1	三重	91.9	三重	92.7	三重	93.5	38
39	群馬	90.0	群馬	93.2	群馬	92.5	群馬	92.5	群馬	91.4	群馬	90.7	群馬	91.0	群馬	91.6	群馬	92.5	群馬	93.3	39
40	群馬	90.0	群馬	90.7	群馬	93.3	群馬	93.3	群馬	91.4	群馬	90.5	群馬	90.9	群馬	91.5	群馬	92.5	群馬	93.2	40
41	静岡	89.4	静岡	90.4	静岡	92.1	静岡	92.1	静岡	91.3	静岡	90.4	静岡	90.8	静岡	91.3	静岡	91.9	静岡	93.0	41
42	埼玉	89.3	埼玉	93.0	埼玉	92.1	埼玉	92.1	埼玉	91.2	埼玉	90.3	埼玉	90.1	埼玉	90.9	埼玉	91.9	埼玉	92.7	42
43	千葉	89.2	千葉	92.8	千葉	92.1	千葉	92.1	千葉	91.0	千葉	90.3	千葉	89.9	千葉	90.7	千葉	91.9	千葉	92.5	43
44	山梨	89.1	山梨	90.1	山梨	91.9	山梨	91.9	山梨	89.9	山梨	89.9	山梨	89.7	山梨	90.4	山梨	91.4	山梨	92.4	44
45	茨城	88.9	茨城	92.7	茨城	91.9	茨城	91.9	茨城	89.7	茨城	89.7	茨城	89.7	茨城	90.4	茨城	91.1	茨城	92.1	45
46	和歌山	88.7	和歌山	92.6	和歌山	91.6	和歌山	91.6	和歌山	89.4	和歌山	89.4	和歌山	89.2	和歌山	89.9	和歌山	91.1	和歌山	92.1	46
47	沖縄	88.5	沖縄	89.2	沖縄	91.3	沖縄	91.3	沖縄	90.5	沖縄	89.4	沖縄	89.2	沖縄	89.9	沖縄	90.6	沖縄	91.4	47
48	合計	91.5	合計	92.3	合計	93.5	合計	93.5	合計	92.5	合計	91.8	合計	91.8	合計	92.4	合計	93.0	合計	93.8	48
49	合計	91.5	合計	92.3	合計	93.5	合計	93.5	合計	92.5	合計	91.8	合計	91.8	合計	92.4	合計	93.0	合計	93.8	49

順位	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		順位
	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	
1	新潟	99.8	新潟	99.7	新潟	99.9	新潟	99.8	新潟	99.8	新潟	99.8	新潟	99.8	新潟	99.9	新潟	99.9	新潟	99.9	1
2	福島	99.7	福島	99.7	福島	99.7	福島	99.7	福島	99.7	福島	99.7	福島	99.7	福島	99.8	福島	99.8	福島	99.9	2
3	徳島	99.7	徳島	99.7	徳島	99.6	徳島	99.7	徳島	99.7	徳島	99.7	徳島	99.7	徳島	99.8	徳島	99.8	徳島	99.9	3
4	山口	99.7	山口	99.7	山口	99.6	山口	99.7	山口	99.7	山口	99.7	山口	99.7	山口	99.8	山口	99.8	山口	99.8	4
5	青森	99.7	青森	99.7	青森	99.6	青森	99.7	青森	99.7	青森	99.7	青森	99.7	青森	99.8	青森	99.8	青森	99.8	5
6	青森	99.7	青森	99.6	青森	99.6	青森	99.6	青森	99.6	青森	99.6	青森	99.6	青森	99.8	青森	99.8	青森	99.8	6
7	福島	99.7	福島	99.6	福島	99.6	福島	99.6	福島	99.6	福島	99.6	福島	99.6	福島	99.8	福島	99.8	福島	99.8	7
8	山形	99.7	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.8	山形	99.8	山形	99.8	8
9	三重	99.6	三重	99.6	三重	99.6	三重	99.6	三重	99.6	三重	99.6	三重	99.6	三重	99.8	三重	99.8	三重	99.8	9
10	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.6	山形	99.8	山形	99.8	山形	99.8	10
11	群馬	99.6	群馬	99.5	群馬	99.6	群馬	99.6	群馬	99.6	群馬	99.6	群馬	99.6	群馬	99.8	群馬	99.8	群馬	99.8	11
12	熊本	99.5	熊本	99.5	熊本	99.5	熊本	99.5	熊本	99.5	熊本	99.5	熊本	99.5	熊本	99.8	熊本	99.8	熊本	99.8	12
13	宮崎	99.5	宮崎	99.5	宮崎	99.5	宮崎	99.5	宮崎	99.5	宮崎	99.5	宮崎	99.5	宮崎	99.8	宮崎	99.8	宮崎	99.8	13
14	岩手	99.5	岩手	99.5	岩手	99.5	岩手	99.5	岩手	99.5	岩手	99.5	岩手	99.5	岩手	99.8	岩手	99.8	岩手	99.8	14
15	佐賀	99.5	佐賀	99.5	佐賀	99.5	佐賀	99.5	佐賀	99.5	佐賀	99.5	佐賀	99.5	佐賀	99.8	佐賀	99.8	佐賀	99.8	15
16	静岡	99.4	静岡	99.5	静岡	99.5	静岡	99.5	静岡	99.5	静岡	99.5	静岡	99.5	静岡	99.8	静岡	99.8	静岡	99.8	16
17	石川	99.4	石川	99.4	石川	99.5	石川	99.5	石川	99.5	石川	99.5	石川	99.5	石川	99.8	石川	99.8	石川	99.8	17
18	京都	99.4	京都	99.4	京都	99.5	京都	99.5	京都	99.5	京都	99.5	京都	99.5	京都	99.8	京都	99.8	京都	99.8	18
19	愛知	99.4	愛知	99.4	愛知	99.5	愛知	99.5	愛知	99.5	愛知	99.5	愛知	99.5	愛知	99.8	愛知	99.8	愛知	99.8	19
20	愛知	99.4	愛知	99.4	愛知	99.5	愛知	99.5	愛知	99.5	愛知	99.5	愛知	99.5	愛知	99.8	愛知	99.8	愛知	99.8	20
21	秋田	99.4	秋田	99.4	秋田	99.5	秋田	99.5	秋田	99.5	秋田	99.5	秋田	99.5	秋田	99.8	秋田	99.8	秋田	99.8	21
22	長野	99.4	長野	99.4	長野	99.4	長野	99.4	長野	99.4	長野	99.4	長野	99.4	長野	99.8	長野	99.8	長野	99.8	22
23	大分	99.4	大分	99.4	大分	99.4	大分	99.4	大分	99.4	大分	99.4	大分	99.4	大分	99.8	大分	99.8	大分	99.8	23
24	東京	99.3	東京	99.4	東京	99.4	東京	99.4	東京	99.4	東京	99.4	東京	99.4	東京	99.8	東京	99.8	東京	99.8	24
25	長崎	99.3	長崎	99.4	長崎	99.4	長崎	99.4	長崎	99.4	長崎	99.4	長崎	99.4	長崎	99.8	長崎	99.8	長崎	99.8	25
26	岡山	99.3	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.8	岡山	99.8	岡山	99.8	26
27	岡山	99.3	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.4	岡山	99.8	岡山	99.8	岡山	99.8	27
28	愛媛	99.3	愛媛	99.4	愛媛	99.4	愛媛	99.4	愛媛	99.4	愛媛	99.4	愛媛	99.4	愛媛	99.8	愛媛	99.8	愛媛	99.8	28
29	香川	99.3	香川	99.3	香川	99.3	香川	99.3	香川	99.3	香川	99.3	香川	99.3	香川	99.8	香川	99.8	香川	99.8	29
30	鹿児島	99.2	鹿児島	99.2	鹿児島	99.3	鹿児島	99.3	鹿児島	99.3	鹿児島	99.3	鹿児島	99.3	鹿児島	99.8	鹿児島	99.8	鹿児島	99.8	30
31	埼玉	99.2	埼玉	99.3	埼玉	99.3	埼玉	99.3	埼玉	99.3	埼玉	99.3	埼玉	99.3	埼玉	99.8	埼玉	99.8	埼玉	99.8	31
32	宮城	99.2	宮城	99.3	宮城	99.3	宮城	99.3	宮城	99.3	宮城	99.3	宮城	99.3	宮城	99.8	宮城	99.8	宮城	99.8	32
33	神奈川	99.2	神奈川	99.3	神奈川	99.3	神奈川	99.3	神奈川	99.3	神奈川	99.3	神奈川	99.3	神奈川	99.8	神奈川	99.8	神奈川	99.8	33
34	高知	99.2	高知	99.2	高知	99.3	高知	99.3	高知	99.3	高知	99.3	高知	99.3	高知	99.8	高知	99.8	高知	99.8	34
35	滋賀	99.2	滋賀	99.2	滋賀	99.2	滋賀	99.2	滋賀	99.2	滋賀	99.2	滋賀	99.2	滋賀	99.8	滋賀	99.8	滋賀	99.8	35
36	大阪	99.2	大阪	99.2	大阪	99.2	大阪	99.2	大阪	99.2	大阪	99.2	大阪	99.2	大阪	99.8	大阪	99.8	大阪	99.8	36
37	富山	99.1	富山	99.1	富山	99.2	富山	99.2	富山	99.2	富山	99.2	富山	99.2	富山	99.8	富山	99.8	富山	99.8	37
38	茨城	99.1	茨城	99.1	茨城	99.2	茨城	99.2	茨城	99.2	茨城	99.2	茨城	99.2	茨城	99.8	茨城	99.8	茨城	99.8	38
39	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.8	北海道	99.8	北海道	99.8	39
40	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.1	北海道	99.8	北海道	99.8	北海道	99.8	40
41	千葉	99.0	千葉	99.1	千葉	99.1	千葉	99.1	千葉	99.1	千葉	99.1	千葉	99.1	千葉	99.8	千葉	99.8	千葉	99.8	41
42	沖縄	99.0	沖縄	99.1	沖縄	99.1	沖縄	99.1	沖縄	99.1	沖縄	99.1	沖縄	99.1	沖縄	99.8	沖縄	99.8	沖縄	99.8	42
43	山梨	99.0	山梨	99.0	山梨	99.0	山梨	99.0	山梨	99.0	山梨	99.0	山梨	99.0	山梨	99.8	山梨	99.8	山梨	99.8	43
44	岐阜	99.0	岐阜	99.0	岐阜	99.0	岐阜	99.0	岐阜	99.0	岐阜	99.0	岐阜	99.0	岐阜	99.8	岐阜	99.8	岐阜	99.8	44
45	奈良	98.9	奈良	98.8	奈良	98.8	奈良	98.8	奈良	98.8	奈良	98.8	奈良	98.8	奈良	99.8	奈良	99.8	奈良	99.8	45
46	福岡	98.8	福岡	98.8	福岡	98.6	福岡	98.6	福岡	98.6	福岡	98.6	福岡	98.6	福岡	99.8	福岡	99.8	福岡	99.8	46
47	兵庫	98.6	兵庫	98.4	兵庫	98.4	兵庫	98.4	兵庫	98.4	兵庫	98.4	兵庫	98.4	兵庫	99.8	兵庫	99.8	兵庫	99.8	47
合計	合計	99.3	合計	99.3	合計	99.4	合計	99.3	合計	99.3	合計	99.4	合計	99.3	合計	99.5	合計	99.5	合計	99.6	合計

3. 平成 26 年度税制改正（地方法人税の創設等）

平成 26 年 3 月 31 日に公布された地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）により、地方法人税が創設された。

財務省から公表されたパンフレットによれば、地方法人税（国税）について、「地方団体の税源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引き下げにあわせて地方法人税を創設し、その税収全額を交付税原資化します」とある。

具体的には、平成 26 年 10 月 1 日以後開始する事業年度から、道府県民税法人税割の標準税率を 1.8%（5.0%から 3.2%）引き下げ、及び市町村民税法人税割の標準税率を 2.6%（12.3%から 9.7%）引き下げ、合計 4.4%引き下げることにあわせて、基準法人税額を課税標準とする税率 4.4%の地方法人税を創設し、その税収額を地方交付税の財源とする制度である。

これに伴ない、県税の税率が変更された。

以下の表は県が公表している税率表である。

[法人事業税]

法人及び課税標準等の区分		税 率						
		H20.10.1～		H26.10.1～		H27.4.1～		
①電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	収入金額		0.7%		0.9%		0.9%	
②3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う上記①以外の外形法人（※1）	普通法人	所得金額	2.9%		4.3%		3.1%	
		付加価値割（付加価値額）	0.48%		0.48%		0.72%	
		資本割（資本金等の額（※5））	0.2%		0.2%		0.3%	
③上記①②以外の法人で資本金の額又は出資金の額（※2）が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	上記以外の普通法人	所得金額	5.3%		6.7%		6.7%	
	特別法人（※3）	所得金額	3.6%		4.6%		4.6%	
④上記①②③以外の法人（軽減税率適用法人）	普通法人		外形法人（※1）	左記以外	外形法人（※1）	左記以外	外形法人（※1）	左記以外
		所得のうち年400万円以下の金額（※4）	1.5%	2.7%	2.2%	3.4%	1.6%	3.4%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額（※4）	2.2%	4.0%	3.2%	5.1%	2.3%	5.1%
		所得のうち年800万円を超える金額（※4）	2.9%	5.3%	4.3%	6.7%	3.1%	6.7%
		付加価値割（付加価値額）	0.48%	-	0.48%	-	0.72%	-
		資本割（資本金等の額（※5））	0.2%	-	0.2%	-	0.3%	-
	特別法人（※3）	所得のうち年400万円以下の金額（※4）	2.7%		3.4%		3.4%	
		所得のうち年400万円を超える金額（※4）	3.6%		4.6%		4.6%	
特別法人（※3）で、特定大規模協同組合等に該当する法人の所得のうち、年10億円を超える金額（※4）		4.3%		5.5%		5.5%		

[地方法人特別税] 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

課税標準の区分	税率		
	H20. 10. 1~	H26. 10. 1~	H27. 4. 1~
所得金額を課税標準として法人事業税を課税される法人の所得割額(税額)	81%	43.2%	43.2%
収入金額を課税標準として法人事業税を課税される法人の収入割額(税額)	81%	43.2%	43.2%
外形法人(※1)の所得割額(税額)	148%	67.4%	93.5%

[法人県民税]

区 分			税率	
			右記以前	H26. 10. 1~
法人 税 割	平成28年4月30日までに終了する事業年度分	①資本金の額又は出資金の額(※2)が1億円を超える法人 ②保険業法に規定する相互会社 ③資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円(※4)を超えるもの	5.8%	4.0%
		④上記のいずれにも該当しない法人	5.0%	3.2%

区 分		税率 ※6	
		右記以前	H20. 4. 1~※7
均 等 割	①次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。) ロ 人格のない社団等(法人税法施行令第5条に列記されている収益事業を行う者) ハ 一般社団法人及び一般財団法人 ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除きます。) ホ 資本金等の額(※5)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除きます。以下、この均等割の表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	20,000円	21,400円
	②資本金等の額(※5)が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円	53,500円
	③資本金等の額(※5)が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	139,100円
	④資本金等の額(※5)が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	577,800円
	⑤資本金等の額(※5)が50億円を超える法人	800,000円	856,000円

- ※1 「外形法人」とは、「資本金の額又は出資金の額（※2）」が1億円を超える法人。
- ※2 「資本金の額又は出資金の額」は、各事業年度終了の日における額を基準にします。
- ※3 地方税法第72条の24の7第5項に掲げられている法人のことをいい、農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、労働金庫、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、森林組合、農林中央金庫、医療法人等が該当します。
- ※4 事業年度が1年に満たない法人にあっては、“年〇〇円”とあるところは、 $〇〇円 \times 当該事業年度の月数 \div 12$ の計算式によって得られた額になります。この場合、月数の計算で1月に満たない端数は切り上げて1月として計算します。
- ※5 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額、連結法人にあっては、法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）をいい、各事業年度終了の日における額を基準にします。
- ※6 事業年度が1年に満たない法人の均等割については、 $上記年額 \times 当該事業年度の月数 \div 12$ の計算式によって得られた額になります。この場合、（例1）事業年度の月数が1月を超える場合で1月に満たない端数があるときはその端数を切り捨て、（例2）当該事業年度の月数自体が1月に満たないときはこれを1月として計算します。
- （例1）7月と25日間→7月 （例2）10日間→1月
- ※7 平成20年4月1日以後に開始する事業年度分から「とちぎの元気な森づくり県民税」（従前の均等割の7%相当額）を創設しました。

III. 個別的事項

1. 個人県民税

(1) 個人県民税の概要

① 趣旨等

県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民に負担してもらい（負担分任性）、地方自治への関心を高めようという趣旨で設けられた税であり、個人にかかるものを個人県民税という。市町村には、個人市町村民税があり、個人県民税と合わせて通常「個人住民税」と呼んでいる。

② 構成

個人県民税は、均等割、所得割、配当割及び株式等譲渡所得割から構成される。

③ 納税義務者

均等割	・1月1日現在、県内に住所がある個人 ・1月1日現在、県内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、その市町に住所がない人
所得割	・1月1日現在、県内に住所がある個人
配当割	・県内に住所を有し、株式会社などから配当等（一定の上場株式等の配当等）の支払を受ける人
株式等譲渡所得割	・県内に住所を有し、証券会社等から株式等の譲渡益（源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡に係る所得金額）の支払を受ける人

④ 非課税

均等割	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の者 ・前年中の合計所得金額が非課税限度額以下の者
所得割	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の所得が125万円以下の者 ・前年中の総所得金額が非課税限度額以下の者

⑤ 納税額

均等割	2,200 円
所得割	課税所得金額×4/100
配当割	支払を受ける配当等の額×5/100
株式等譲渡所得割	支払を受ける株式等譲渡益の額×5/100

(注)・均等割のうち 700 円は「とちぎの元気な森づくり県民税」である。

- ・平成 26 年度から平成 35 年度までの間、東日本大震災復興基本法第 2 条に定める基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保することを目的として、均等割 500 円が加算されている。
- ・退職所得と土地建物などの譲渡による所得は、別の方法で計算される。

所得割の計算方法（一般的な例）

<p>前年の収入－必要経費（給与所得者は給与所得控除額）－各種所得控除額 ＝課税所得金額</p> <p>課税所得金額×税率－調整控除額－税額控除額＝所得割額</p>
--

所得控除

項目	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 (i) (損失額－保険等により補填される金額)－(総所得金額等の合計額×1/10) (ii) (災害関連支出の金額－保険等により補填される金額)－50,000 円
医療費控除	(医療費－保険等により補填される金額)－(総所得金額等の合計額×5/100 又は 10 万円のいずれか低い額) (限度額 200 万円)
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	(i) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約）一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が 12,000 円以下 …………… 支払った金額 12,000 円超 32,000 円以下 …… 支払った金額×1/2+6,000 円

生命保険料控除	<p>32,000円超 56,000円以下 …… 支払った金額×1/4+14,000円 56,000円超 …………… 28,000円 ※それぞれの適用限度額は28,000円</p> <p>(ii) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が 15,000円以下 …………… 支払った金額 15,000円超 40,000円以下 …… 支払った金額×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下 …… 支払った金額×1/4+17,500円 70,000円超 …………… 35,000円 ※それぞれの適用限度額は35,000円</p> <p>※(i)の新契約と(ii)の旧契約の両方について保険料の控除の適用を受ける場合、それぞれの保険料の適用限度額は28,000円 ※各種保険料の控除を合計した適用限度額は70,000円</p>
地震保険料控除	<p>(i) 支払った地震保険料×1/2(限度額25,000円) (ii) 平成18年12月31日までに契約した長期損害保険(支払った保険料のうち5,000円までの部分の全額) + (5,000円を超える部分の金額×1/2)(限度額10,000円) (i)と(ii)の合計の限度額25,000円</p>
障害者控除	26万円(特別障害者は30万円。控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ同居している場合は53万円)
寡婦(寡夫)控除	26万円(扶養親族である子があり、かつ、前年所得が500万円以下の寡婦は30万円)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	一般……………33万円 70歳以上……………38万円
配偶者特別控除	最高33万円(配偶者に所得があれば、所得に応じて減額される。)
扶養控除	一般……………33万円 70歳以上……………38万円 特定(注)……………45万円 同居老親等……………45万円
基礎控除	33万円

(注) 平成24年度から、特定扶養親族は、19歳から22歳までとなった。

税額控除

項目	控除額
寄附金税額控除	<p>地方公共団体等に対し、2,000円を超える寄附を行った場合、申告により県民税及び市町村民税の控除が受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」） ・住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部 ・条例で指定した寄附金（社会福祉法人や学校法人等） <p>控除額 $(\text{寄附金} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$（市町村民税 6%） ※ふるさと納税の場合は上記に加え、特例控除（所得割額の2割を上限）が受けられる。</p>
住宅借入金等特別税額控除	<p>所得税について住宅ローン控除を受けた場合、所得税から控除しきれなかった額が、翌年分の県民税及び市町村民税から控除される。</p> <p>対象 平成11年から平成18年まで、又は平成21年から平成31年6月までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった控除額がある場合</p>

⑥ 申告と納税

均等割と所得割	3月15日までに住所地の市町に申告書を提出する。ただし、税務署に所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの方は必要ない。	
	納税については以下の通りである。	
	給与所得者	6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から差し引かれる。
	65歳以上の公的年金受給者	4月から翌年2月までの6回に分けて、公的年金から差し引かれる。
	上記以外	市町から送付される納税通知書（納付書）により、6月、8月、10月、1月の年4回に分けて市町村民税と併せて納める。
配当割	配当等の支払をする株式会社などが毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納める。	
株式等譲渡所得割	株式等の譲渡益の支払をする証券会社等が年間の損益を通算し、翌年の1月10日までに申告し、納める。	

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	66,790,646	70,818,116	72,454,946
	収入額 (b)	65,015,406	69,046,224	70,805,298
	不納欠損額 (c)	5,546	4,729	1,602
	収入未済額 (a-b-c)	1,769,692	1,767,162	1,648,045
	徴収率 (b÷a)	97.3	97.5	97.7
滞納繰越分	調定額 (a)	7,072,241	6,619,028	6,150,641
	収入額 (b)	1,446,502	1,507,459	1,478,041
	不納欠損額 (c)	739,862	760,258	675,973
	収入未済額 (a-b-c)	4,886,120	4,351,310	3,996,653
	徴収率 (b÷a)	20.5	22.8	24.0
現滞計	調定額 (a)	73,862,887	77,437,144	78,605,588
	収入額 (b)	66,461,909	70,553,683	72,283,340
	不納欠損額 (c)	745,409	764,987	677,575
	収入未済額 (a-b-c)	6,655,812	6,118,473	5,644,699
	徴収率 (b÷a)	90.0	91.1	92.0

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	22,335,985	21,791,632	2,716	541,636	97.6
	繰越	1,976,621	408,726	192,451	1,375,604	20.7
鹿沼	現年	5,496,723	5,301,303	314	195,105	96.4
	繰越	763,871	192,309	63,003	508,639	25.2
真岡	現年	4,203,020	4,093,657	196	109,166	97.4
	繰越	469,379	86,719	50,622	332,040	18.5
栃木	現年	15,149,964	14,718,168	945	430,850	97.1
	繰越	1,616,473	275,148	197,140	1,144,183	17.0
矢板	現年	5,003,080	4,896,391	265	106,423	97.9
	繰越	449,536	120,045	34,339	295,151	26.7
大田原	現年	6,592,852	6,417,368	317	175,166	97.3
	繰越	774,841	172,746	76,666	525,428	22.3
安足	現年	8,009,019	7,796,884	791	211,344	97.4
	繰越	1,021,517	190,806	125,637	705,072	18.7

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	66,790,646	65,015,406	5,546	1,769,692	97.3
	繰越	7,072,241	1,446,502	739,862	4,886,120	20.5

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	25,751,892	25,234,938	3,468	513,485	98.0
	繰越	1,923,041	451,988	233,995	1,247,056	23.5
鹿沼	現年	5,523,427	5,337,474	14	185,938	96.6
	繰越	703,546	199,841	79,858	423,846	28.4
真岡	現年	4,295,389	4,179,454	-	115,934	97.3
	繰越	438,330	78,347	52,420	307,561	17.9
栃木	現年	15,424,812	14,968,727	735	455,349	97.0
	繰越	1,539,793	313,749	184,185	1,041,858	20.4
矢板	現年	5,060,840	4,957,582	150	103,107	98.0
	繰越	400,205	110,921	34,501	254,782	27.7
大田原	現年	6,675,862	6,490,089	281	185,491	97.2
	繰越	699,885	158,445	69,730	471,709	22.6
安足	現年	8,085,891	7,877,956	78	207,856	97.4
	繰越	914,226	194,164	115,564	604,496	21.2
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	70,818,116	69,046,224	4,729	1,767,162	97.5
	繰越	6,619,028	1,507,459	760,258	4,351,310	22.8

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	26,837,735	26,355,528	1,271	480,935	98.2
	繰越	1,748,784	419,239	170,199	1,159,359	24.0
鹿沼	現年	5,622,195	5,445,822	64	176,308	96.9
	繰越	610,039	191,981	59,961	358,109	31.5
真岡	現年	4,311,454	4,204,901	58	106,494	97.5
	繰越	432,524	82,899	53,705	295,919	19.2

栃木	現年	15,609,232	15,207,373	-	401,859	97.4
	繰越	1,532,503	347,346	177,795	1,007,362	22.7
矢板	現年	5,089,232	4,982,357	154	106,720	97.9
	繰越	358,003	98,300	27,955	231,746	27.5
大田原	現年	6,755,991	6,575,450	26	180,514	97.3
	繰越	657,721	168,827	58,359	430,534	25.7
安足	現年	8,229,104	8,033,864	26	195,213	97.6
	繰越	811,065	169,447	127,995	513,621	20.9
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	72,454,946	70,805,298	1,602	1,648,045	97.7
	繰越	6,150,641	1,478,041	675,973	3,996,653	24.0

③ 徴収率と全国順位

(単位：％、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成24年度	97.3	47	20.5	41	90.0	47
平成25年度	97.5	47	22.8	38	91.1	46
平成26年度	97.7	47	24.0	37	92.0	47

④ 市町別の徴収率等

(単位：％、位)

市町	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	徴収率	順位	徴収率	順位	徴収率	順位
宇都宮市	90.8	15	91.4	16	92.3	13
上三川町	94.4	4	93.9	7	95.2	4
鹿沼市	88.3	20	89.4	18	91.3	16
日光市	87.1	23	88.3	22	89.4	21
真岡市	87.5	22	88.2	23	89.2	22
益子町	90.5	17	91.2	17	91.4	15
茂木町	95.3	2	94.9	4	94.6	6
市貝町	92.1	11	92.2	14	92.6	12
芳賀町	92.8	8	92.8	11	91.1	17
栃木市	89.4	18	89.3	19	90.8	18
小山市	85.9	25	86.9	25	87.6	24
下野市	94.2	5	94.6	6	95.3	3
壬生町	91.6	13	92.2	13	93.1	10
野木町	94.9	3	95.5	3	96.0	2

岩舟町	93.5	7	99.4	1	-	-
矢板市	88.1	21	88.6	21	89.8	20
さくら市	92.1	12	92.8	10	92.9	11
那須烏山市	92.3	10	93.7	8	94.5	7
塩谷町	93.6	6	94.6	5	94.7	5
高根沢町	95.6	1	96.2	2	96.3	1
那珂川町	91.1	14	92.1	15	91.8	14
大田原市	92.8	9	93.2	9	93.9	9
那須塩原市	88.5	19	89.2	20	89.9	19
那須町	84.2	26	85.3	26	87.5	25
足利市	86.7	24	87.6	24	88.3	23
佐野市	90.7	16	92.4	12	94.0	8

(注) 徴収率＝収入額÷調定額

現年度分と滞納繰越分の合計額にて算定

岩舟町は平成26年4月5日に栃木市と合併

⑤ 業務フロー

年間業務の大まかな流れ

業務・処理名	入力時期または処理時期	入力内容・処理内容・出力内容（※ 説明中の年度は例示）
例月報告書入力	前月分を翌月 10 日頃 例) 3月実績分・・・4/10～ 4月実績分・・・5/10～ 5月実績分・・・6/10～ (4, 5月実績は2カ年分あり)	<ul style="list-style-type: none"> 当該実績月の県市町村民税「調定」「収入済」「還付未済」「不納欠損」入力 → 当該実績月の県「調定」「欠損」算出（適用あん分率を乗する） 当該実績月「県市徴収金の合計額」入力 → 当該実績月「払込すべき額」算出（適用あん分率を乗する） 当該実績月時点の「送納過不足」を計算・表示
調定額変更報告書入力	4/1～年度決算前まで	<ul style="list-style-type: none"> 確定あん分率の算出 (H26年度 H27年4, 5月実績分、H27年度 H27年4, 5月実績分に適用)
(払込精算チェック)	年度決算前まで	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村の、H26年度中の、例月報告書入力漏れをチェック (H27年度の4, 5月実績が入力済みかどうかチェック)
払込精算	年度決算時(6月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村の、H26年度の送納過不足額を確定。「払込精算一覧」を出力。
例月決算	毎月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村別調定収入状況調」を出力
年度決算	6月中旬	
繰越処理	年度決算後(6月中旬)	
徴収状況報告書入力	繰越処理後	<ul style="list-style-type: none"> H26年度 調定額、収入額、収入未済額等の徴収状況入力
調定額報告書入力	徴収状況報告書入力後	<ul style="list-style-type: none"> 特定あん分率の算出 (6月実績分以降の現滞に適用)
(定例5月、7月処理)		<ul style="list-style-type: none"> 各種集計表を出力 調定額変更報告書、徴収状況報告書、調定額報告書の入力内容
※()は電算内部処理		

2. 法人県民税

(1) 法人県民税の概要

① 趣旨等

県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民に負担してもらい（負担分任性）、地方自治への関心を高めようという趣旨で設けられた税であり、法人にかかるものを法人県民税という。市町村には、法人市町村民税があり、法人県民税と合わせて通常「法人住民税」と呼んでいる。

② 構成

法人県民税は、均等割、法人税割から構成される。

③ 納税義務者

均等割	<ul style="list-style-type: none">・ 県内に事務所や事業所を有する法人・ 県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるもののうち、収益事業を行うもの・ 県内に寮など（寮、宿泊所、クラブ等）を有する法人で県内に事務所や事業所を有しないもの
法人税割	<ul style="list-style-type: none">・ 県内に事務所や事業所を有する法人・ 県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるもののうち、収益事業を行うもの

④ 非課税

- ・ 公共法人で、地方税法第 25 条第 1 項第 1 号に掲げるもの
- ・ 地方税法第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる公益法人のうち、収益事業を行わないもの

⑤ 納税額

(i) 均等割

法人の資本金等の額に応じて定額

※平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分から「とちぎの元気な森づくり県民税」として従前の均等割額の 7%が加算されている。

次の税率は、加算後のものである

下記以外の法人	年額 21,400 円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人	年額 53,500 円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	年額 139,100 円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	年額 577,800 円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 856,000 円

(注) 資本金等の額とは、法人税法第 2 条第 16 号又は第 17 号の 2 に規定する額をいう。

(ii)法人税割

法人税額×次の税率

区分	税率	
	平成 26 年 9 月 30 日まで (改正前)	平成 26 年 10 月 1 日から (改正後)
<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人 ・法人税額が年 1 千万円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社 	5.8%	4.0%
上記以外の法人	5.0%	3.2%

(注) ・法人県民税法人税割の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、改正後の税率が適用される。

- ・平成 26 年度地方税制改正において、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割(県民税、市町村民税)の税率を引下げ、その引下げ分に相当する額については、地方法人税(国税)を創設し、地方交付税原資とすることになった。地方法人税は、法人税を納める義務のある法人が、法人税額を課税標準とし、法人税の申告期限までに、国(税務署)に申告納付する。税率は 4.4%である。

⑥ 申告と納税

法人の県民税と法人の事業税を併せて申告し、納める。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
①中間申告 (法人税で中間申告の義務がある法人、収入金額課税法人及び外形標準課税法人)	予定申告	前事業年度の法人税割額 ×6／前事業年度の月数 +均等割額	事業年度開始の日 以後6か月を経過 した日から2か月 以内
	仮決算に 基づく中 間申告	法人税額×税率+均等割 額	
②確定申告 (③④に該当するものを除 く)		(法人税額×税率+均等 割額)－中間納付額	事業年度終了の日 から2か月以内。 ただし、会計監査 法人の監査を受け ることなどの理由 によって決算が確 定しない法人にあ っては、3か月(連 結法人は4か月) 以内
③解散法人の申 告	清算中 の事業年 度が終了 した場合 の申告	法人税額×税率+均等割 額	事業年度終了の日 から2か月以内
	残余財 産が確定 した場合 の申告	法人税額×税率+均等割 額	残余財産確定の日 から1か月以内 (注1)
④公共法人、公益法人等で法 人税が課税されないもの		均等割額	4月30日

(注1) 残余財産確定の日から1か月以内に、残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで

※ 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	11,194,768	11,593,806	13,128,024
	収入額 (b)	11,169,053	11,572,221	13,113,470
	不納欠損額 (c)	250	258	1,198
	収入未済額 (a-b-c)	26,515	21,778	13,938
	徴収率 (b÷a)	99.8	99.8	99.9
滞納繰越分	調定額 (a)	108,885	90,764	71,961
	収入額 (b)	26,254	22,673	16,524
	不納欠損額 (c)	17,923	17,262	26,347
	収入未済額 (a-b-c)	64,754	50,852	29,141
	徴収率 (b÷a)	24.1	25.0	23.0
現滞計	調定額 (a)	11,303,653	11,684,570	13,199,985
	収入額 (b)	11,195,307	11,594,894	13,129,995
	不納欠損額 (c)	18,174	17,520	27,545
	収入未済額 (a-b-c)	91,270	72,630	43,079
	徴収率 (b÷a)	99.0	99.2	99.5

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	5,051,516	5,040,049	47	11,651	99.8
	繰越	42,047	8,753	5,190	28,129	20.8
鹿沼	現年	772,516	770,281	-	2,293	99.7
	繰越	6,648	2,168	238	4,242	32.6
真岡	現年	889,447	888,241	39	1,166	99.9
	繰越	5,226	1,188	536	3,502	22.7
栃木	現年	1,672,308	1,668,344	41	4,635	99.8
	繰越	25,362	7,155	7,010	11,218	28.2
矢板	現年	504,090	503,591	-	498	99.9
	繰越	2,451	755	112	1,584	30.8
大田原	現年	1,280,513	1,277,815	-	2,703	99.8
	繰越	18,342	2,539	2,355	13,447	13.8
安足	現年	1,024,376	1,020,729	122	3,566	99.6
	繰越	8,805	3,695	2,480	2,630	42.0

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	11,194,768	11,169,053	250	26,515	99.8
	繰越	108,885	26,254	17,923	64,754	24.1

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	5,263,945	5,255,854	107	8,020	99.8
	繰越	39,692	10,148	12,918	16,647	25.6
鹿沼	現年	802,588	800,849	-	1,824	99.8
	繰越	6,518	1,509	463	4,544	23.2
真岡	現年	837,175	835,574	-	1,600	99.8
	繰越	4,668	1,033	1,593	2,041	22.1
栃木	現年	1,952,896	1,949,320	30	3,678	99.8
	繰越	15,792	3,370	725	11,698	21.3
矢板	現年	497,550	496,841	-	708	99.9
	繰越	2,083	617	491	974	29.7
大田原	現年	1,357,586	1,355,654	-	2,111	99.9
	繰越	16,144	2,163	585	13,394	13.4
安足	現年	882,064	878,125	120	3,833	99.6
	繰越	5,865	3,830	483	1,552	65.3
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	11,593,806	11,572,221	258	21,778	99.8
	繰越	90,764	22,673	17,262	50,852	25.0

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	6,294,853	6,289,855	94	5,112	99.9
	繰越	24,171	7,029	7,693	9,469	29.1
鹿沼	現年	768,258	767,021	-	1,394	99.8
	繰越	6,291	1,484	1,528	3,281	23.6
真岡	現年	896,868	895,547	12	1,308	99.9
	繰越	3,597	1,093	252	2,251	30.4

栃木	現年	2,289,476	2,287,111	21	2,397	99.9
	繰越	15,352	3,241	5,625	6,485	21.1
矢板	現年	492,762	492,158	-	766	99.9
	繰越	1,670	622	200	874	37.3
大田原	現年	1,390,279	1,388,708	7	1,562	99.9
	繰越	15,506	1,769	10,614	3,123	11.4
安足	現年	995,525	993,067	1,062	1,395	99.8
	繰越	5,371	1,282	432	3,656	23.9
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	13,128,024	13,113,470	1,198	13,938	99.9
	繰越	71,961	16,524	26,347	29,141	23.0

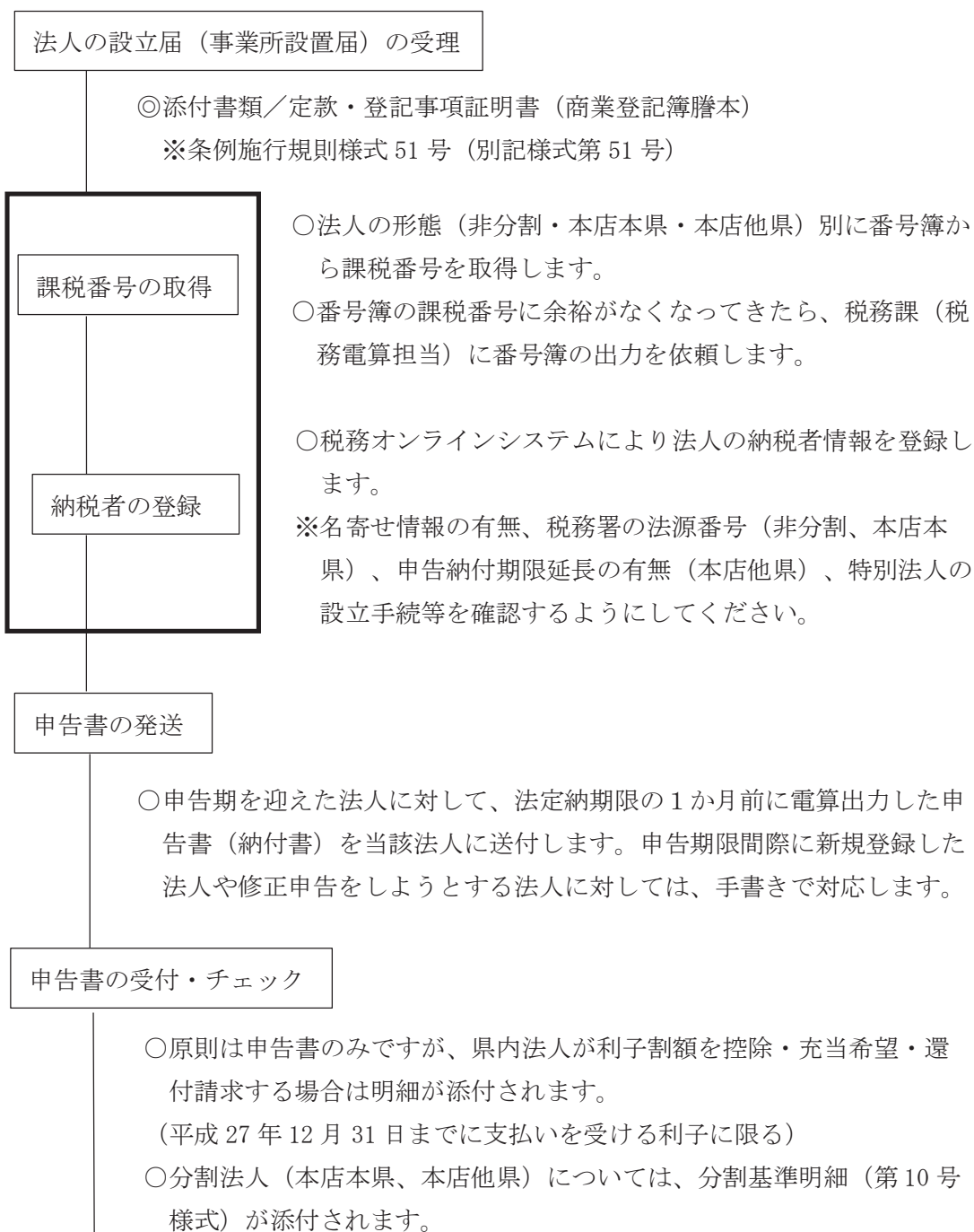
③ 徴収率と全国順位

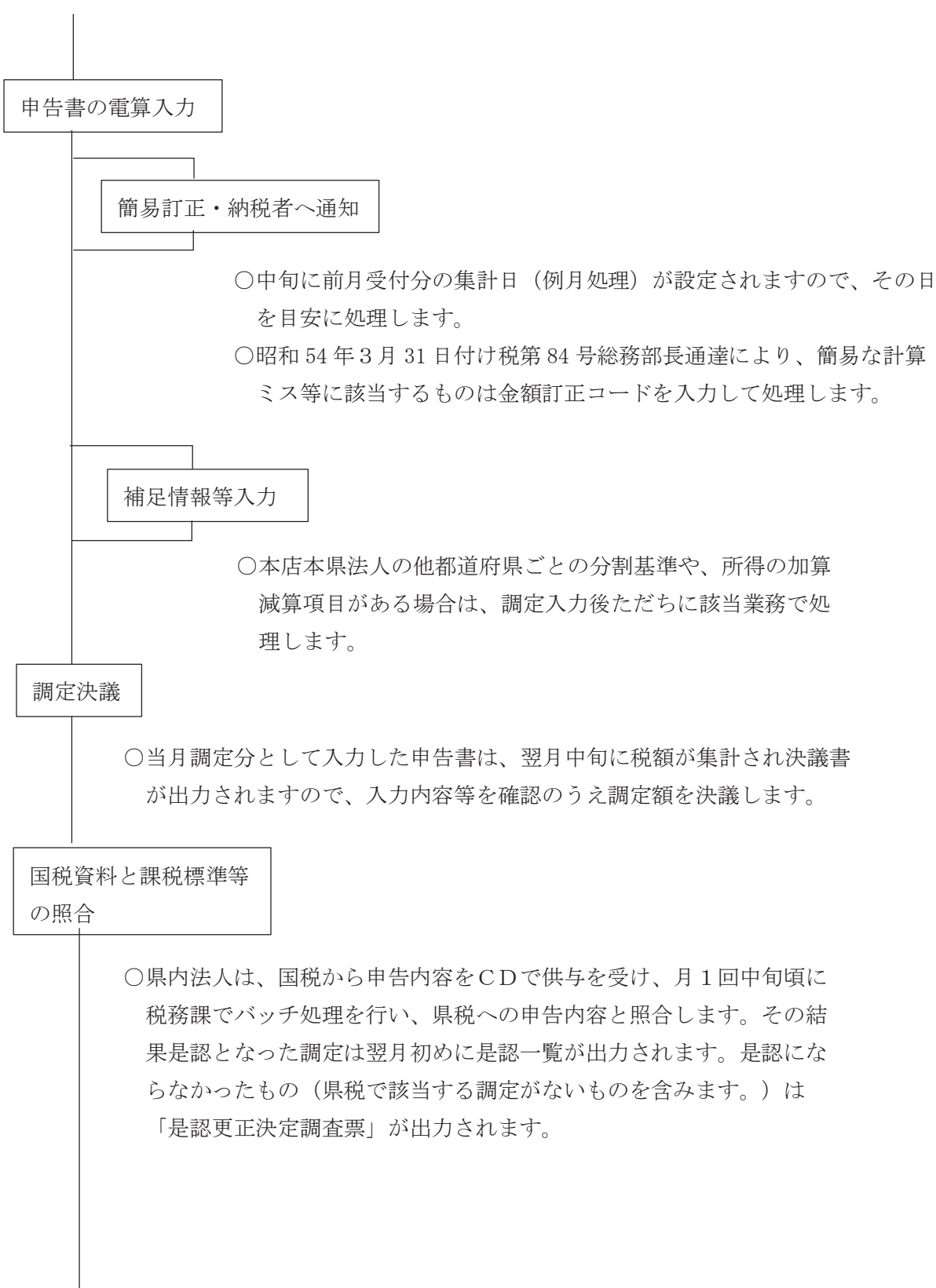
(単位：%、位)

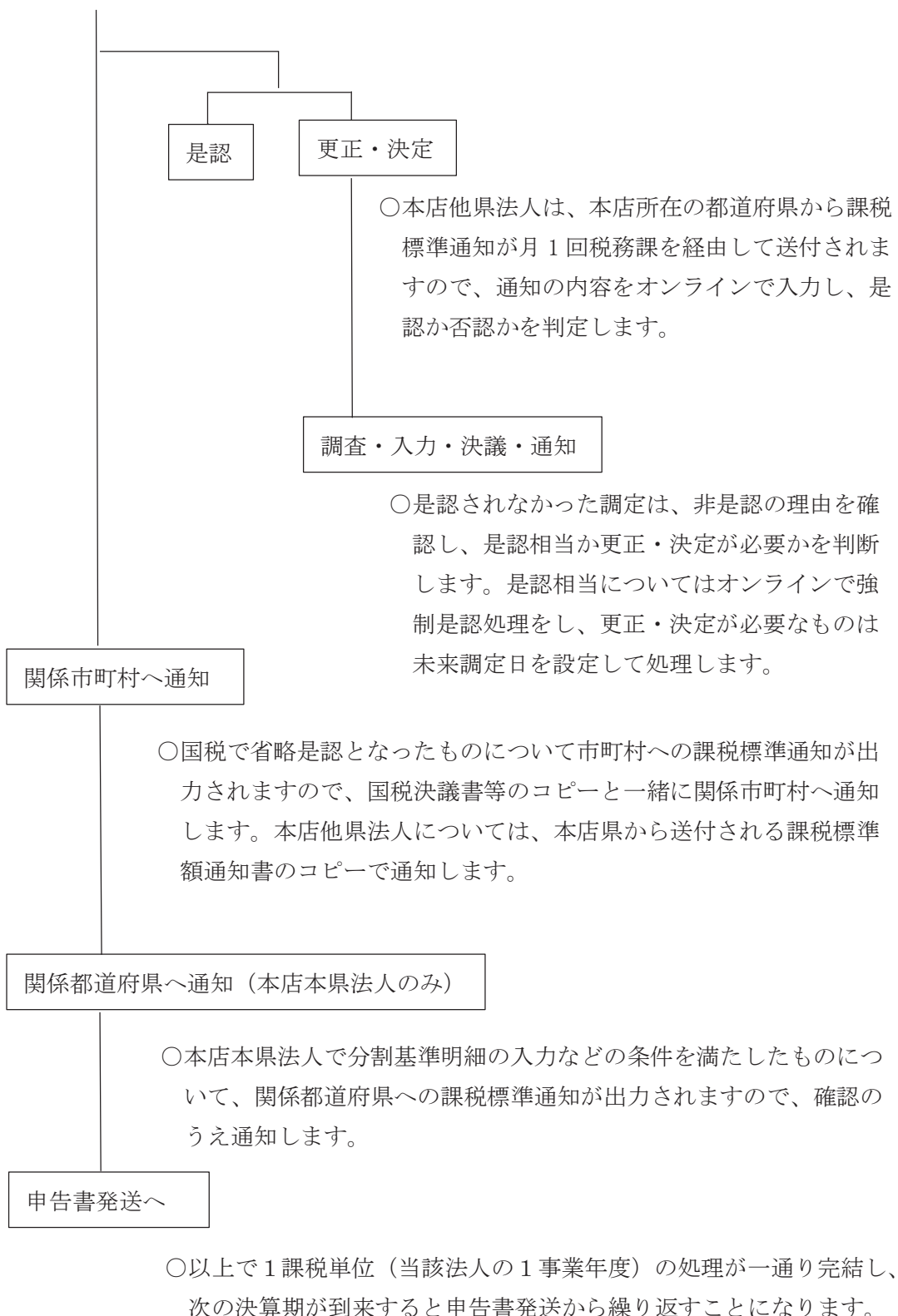
	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成24年度	99.8	27	24.1	34	99.0	34
平成25年度	99.8	26	25.0	30	99.2	32
平成26年度	99.9	16	23.0	41	99.5	31

④ 業務フロー

法人県民税・法人事業税の事務概要（申告書処理に係る一連の流れ）







3. 県民税利子割

(1) 県民税利子割の概要

① 趣旨等

県民税利子割は、県内の金融機関などから利子等の支払を受ける際に課される税金である。

② 納税義務者

県内の金融機関などから利子等（公社債及び預貯金の利子のほか、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金の給付補填金などの金融類似商品の収益も含む。）の支払を受ける人

※ 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となる。（特定公社債とは国債、地方債、外国債、公募公社債等である。）

※ 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人は除外される。

③ 非課税

(i) 障害者等に対する利子

- ・ 少額預金の利子…………元本 350 万円まで
- ・ 少額公債の利子…………元本 350 万円まで
- ・ 郵便貯金の利子…………元本 350 万円まで（郵政民営化前に預け入れられた定期性郵便貯金に限る。）

(ii) 財形住宅・財形年金貯蓄の利子…合計貯蓄額 550 万円まで

④ 納税額

支払を受ける利子等の額×5/100

⑤ 申告と納税

利子等の支払をする金融機関などが毎月 10 日までに前月分をまとめて申告し、納める。

⑥ その他

県民税利子割のうち、個人が納めた部分の 59.4/100 が市町に交付される。

4. 個人事業税

(1) 個人事業税の概要

① 趣旨等

事業税は、事業者が収益活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を負担すべきであるという考え方によるもので、個人の事業に対して課税されるものを個人事業税という。

② 納税義務者

県内に事務所・事業所を持ち第一種事業、第二種事業、第三種事業を行う個人

③ 非課税

林業、鉱物の掘採事業

④ 納税額

前年中の事業の総収入額－事業の必要経費（専従者控除額を含む）＝所得金額

所得金額－事業主控除（年 290 万円）＝課税所得金額

課税所得金額×税率＝税額

税率

区分	事業の種類	税率
第一種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業	所得×5/100
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	所得×4/100
第三種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、	所得×5/100

第三種事業	不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業	
	あんま・マッサージ・はり・きゅう等の業、装蹄師業	所得×3/100

専従者控除

- ・青色事業専従者……支払給与額
- ・白色事業専従者……50万円まで（配偶者の場合には86万円まで）

事業の判定基準

事業	用途・種類等		数量
不動産貸付業	住宅用	一戸建て	10棟以上
		一戸建て以外	10室以上
		土地	貸付契約件数が10件以上又は貸付面積が2,000平方メートル以上
	住宅用以外	一戸建て	5棟以上
		一戸建て以外	10室以上
		土地	貸付契約件数が10件以上
住宅用・住宅用以外	一戸建て	収入金額が年800万円以上かつ建物の延床面積600㎡以上	
	一戸建て以外		
	土地		
駐車場貸付業	建築物でない駐車場		収容可能台数が10台以上
	建築物である駐車場		収容可能台数の如何に関わらず事業と認定
	駐車台数の把握が困難な駐車場		総面積300㎡以上

⑤ 申告

国税準拠個人	3月15日までに申告しなければならない。ただし、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人の事業税の申告書を提出する必要はない。 年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1か月以内に申告する。
自主決定個人	医業等を行う個人で、社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の適用を受ける者、事業税を課されない事業とその他の事業（事業税を課される事業）とを併せて行う個人等については、調査によって所得を決定し事業税を課する。

⑥ 納税

・8月と11月に県税事務所から送付される納税通知書(納付書)により納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	1,625,913	1,719,824	1,793,758
	収入額 (b)	1,599,906	1,696,369	1,772,784
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	26,064	23,512	20,974
	徴収率 (b÷a)	98.4	98.6	98.8
滞納繰越分	調定額 (a)	168,584	138,849	120,517
	収入額 (b)	29,515	28,229	32,463
	不納欠損額 (c)	26,343	13,195	5,211
	収入未済額 (a-b-c)	112,833	97,438	82,858
	徴収率 (b÷a)	17.5	20.3	26.9
現滞計	調定額 (a)	1,794,497	1,858,673	1,914,276
	収入額 (b)	1,629,422	1,724,599	1,805,247
	不納欠損額 (c)	26,343	13,195	5,211
	収入未済額 (a-b-c)	138,898	120,951	103,832
	徴収率 (b÷a)	90.8	92.8	94.3

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	610,786	605,709	-	5,076	99.2
	繰越	86,645	11,529	4,565	70,648	13.3
鹿沼	現年	133,047	129,383	-	3,710	97.2
	繰越	10,402	2,986	324	7,092	28.7
真岡	現年	88,210	87,639	-	570	99.4
	繰越	9,630	1,258	1,212	7,160	13.1
栃木	現年	330,331	321,962	-	8,369	97.5
	繰越	26,496	7,239	3,230	16,026	27.3
矢板	現年	102,893	102,456	-	449	99.6
	繰越	2,715	1,538	-	1,176	56.7

大田原	現年	159,327	157,748	-	1,579	99.0
	繰越	7,664	2,464	855	4,355	32.1
安足	現年	201,316	195,006	-	6,309	96.9
	繰越	25,027	2,499	16,154	6,373	10.0
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	1,625,913	1,599,906	-	26,064	98.4
	繰越	168,584	29,515	26,343	112,833	17.5

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	638,144	627,967	-	10,209	98.4
	繰越	75,725	9,725	7,423	58,586	12.8
鹿沼	現年	143,747	141,332	-	2,440	98.3
	繰越	10,802	3,026	116	7,659	28.0
真岡	現年	98,923	98,216	-	707	99.3
	繰越	7,731	2,522	1,126	4,082	32.6
栃木	現年	338,535	334,784	-	3,751	98.9
	繰越	24,395	5,159	3,487	15,747	21.2
矢板	現年	111,935	111,330	-	605	99.5
	繰越	1,625	615	111	903	37.9
大田原	現年	168,640	167,724	-	915	99.5
	繰越	5,886	1,575	693	3,617	26.8
安足	現年	219,896	215,014	-	4,882	97.8
	繰越	12,683	5,605	236	6,841	44.2
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	1,719,824	1,696,369	-	23,512	98.6
	繰越	138,849	28,229	13,195	97,438	20.3

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	666,231	659,029	-	7,202	98.9
	繰越	68,796	12,730	4,195	51,885	18.5

鹿沼	現年	149,508	147,922	-	1,585	98.9
	繰越	9,666	2,791	68	6,806	28.9
真岡	現年	99,754	98,374	-	1,379	98.6
	繰越	4,790	2,170	192	2,427	45.3
栃木	現年	364,537	360,953	-	3,583	99.0
	繰越	19,499	6,285	248	12,965	32.2
矢板	現年	115,118	114,479	-	639	99.4
	繰越	1,508	608	317	582	40.3
大田原	現年	171,073	170,055	-	1,018	99.4
	繰越	4,533	1,474	108	2,949	32.5
安足	現年	227,535	221,969	-	5,565	97.6
	繰越	11,723	6,401	81	5,240	54.6
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	1,793,758	1,772,784	-	20,974	98.8
	繰越	120,517	32,463	5,211	82,858	26.9

③ 徴収率と全国順位

(単位：％、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	98.4	34	17.5	43	90.8	43
平成 25 年度	98.6	36	20.3	38	92.8	42
平成 26 年度	98.8	28	26.9	23	94.3	40

④ 業務フロー

個人事業税 事務処理の概要

所得税の資料収集

○定期賦課分の国税資料収集（2月～）

国税連携により受信したデータについて、出力条件を満たしたものを税務課で印刷し、各県税事務所へ帳票を引き継ぎます。

事業税の申告書を提出することとなっていますが、所得税の申告書をもって事業税申告書の提出とみなす規定があるため。

○青色決算書、収支内訳書の収集

次の業種については、青色決算書、収支内訳書を収集します。なお、下記以外にも必要に応じて収集します。また、医業については、附表も収集します。

(1) 不動産貸付業

貸付不動産の内容把握のため。

(2) 医業（課税対象所得の把握）

社会保険診療分と自由診療分の区分のため。

社会保険診療分については収入金不算入であり、実質上非課税のため。

○随時賦課分、減額分（毎月）

定期賦課同様、税務課から引き継がれる帳票と、月に一回程度、前月に申告のあった所得税の確定申告書を転写します。

(1) 期限後申告

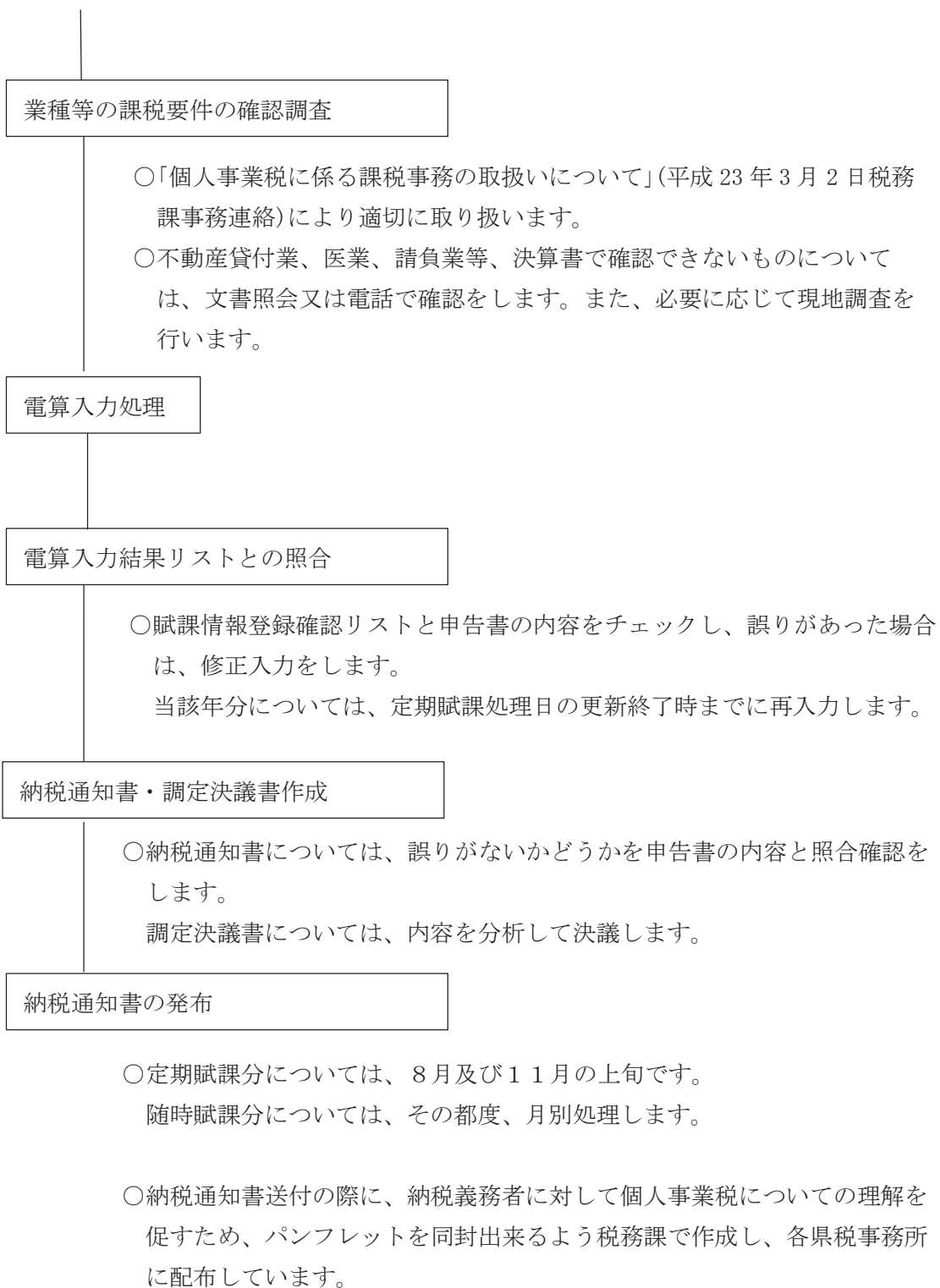
(2) 年の中途における廃業・死亡等

年の中途において事業を廃止若しくは法人成りした者は、その廃止等の日から1月以内に当該事業に係る所得等の申告をしなければなりません。

但し、事業廃止が死亡によるものの場合には、その廃止の日から4月以内。

(3) 所得税の修正申告

(4) 所得税の更正・決定決議書



※ 課税調査者一覧（電算出力帳票）を定期賦課までの間に見直し、課税漏れを防ぎます。

5. 法人事業税

(1) 法人事業税の概要

① 趣旨等

事業税は、事業者が収益活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を負担すべきであるという考え方によるもので、法人が行う事業に対して課税されるものを法人事業税という。

② 構成

法人事業税は、所得割、収入割、付加価値割及び資本割から構成される。

③ 納税義務者

- ・ 県内に事務所や事業所を設けて、事業を行っている法人
- ・ 県内に事務所、事業所を設けている法人でない社団や財団で、代表者の定めがあり、収益事業を行っているもの

④ 納税額

区分	法人の種類	課税標準等の区分	税率		
			平成 26年9 月30 日 まで	平成 26年 10月1 日から	平成 27年4 月1日 から
①所得金額 課税法人 (②及び③ 以外の法 人)	普通法 人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%	5.1%	5.1%
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%	6.7%
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	5.3%	6.7%	6.7%
	特別法 人(農業 協同組 合、信用	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%	4.6%

①所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)	金庫、医療法人等)	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得		3.6%	4.6%	4.6%
②収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業、保険業	収入割	収入金額	0.7%	0.9%	0.9%
③外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(収入金額課税法人、公益法人、特別法人等を除く)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%
			所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%
			3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	2.9%	4.3%	3.1%
	付加価値割	付加価値額	0.48%		0.72%	
資本割	資本金等の額	0.2%		0.3%		

平成26年度地方税制改正において、地方法人特別税の概ね3分の1を法人事業税に還元することになった。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、改正後の税率が適用される。

平成27年度地方税制改正において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に導入されている外形標準課税を、2年間で現行の4分の1から2分の1に拡大することになった。

分割基準

法人事業税の場合、2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数、事務

所・事業所と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した額を申告し、納めることになっている。

なお、法人事業税の分割基準は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から次のとおりになっている。

事業		分割基準
非製造業	銀行業、証券業、保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業、建設業等	課税標準の1/2：事務所・事業所数 課税標準の1/2：従業者数
製造業		従業者数（資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍）
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業		事務所・事業所の固定資産の価額
電気供給業		課税標準の3/4：事務所・事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所・事業所の固定資産の価額

⑤ 申告と納税

法人の県民税と法人の事業税を併せて申告し、納める。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
①中間申告 （法人税で中間申告の義務がある法人、収入金額課税法人及び外形標準課税法人）	予定申告	前事業年度の税額／前事業年度の月数×6	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得（収入）金額×税率 ※仮決算の所得割（収入割）、付加価値割及び資本割の合算額	
②確定申告 （③に該当するものを除く）		所得（収入）金額×税率－中間納付額 ※（各事業年度に係る所得割（収入割）、付加価値割及び資本割の合算額）－中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内。 ただし、会計監査法人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人にあつては、3か月（連結法人は4か月）以内

③解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告	所得（収入）金額×税率 ※清算中の事業年度に係る所得割（収入割）及び付加価値割の合算額	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産が確定した場合の申告	所得金額×税率	残余財産確定の日から1か月以内 (注1)

※は、外形標準課税対象法人に適用

(注1) 残余財産確定の日から1か月以内に、残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで

(2) 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の概要

① 趣旨等

平成20年度地方税制改正において、地域間の税源偏在の是正に早急に対応するための暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」が創設された。

平成26年度地方税制改正において、地方法人特別税の概ね3分の1を法人事業税に復元することになった。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、改正後の税率が適用される。

② 納税額

法人事業税（所得割・収入割）の税額を課税標準とし、次の税率を乗じる。

	区分	平成26年 9月30日まで	平成26年 10月1日から	平成27年 4月1日から
地方法人特別 税の税率	所得金額課税法人	81%	43.2%	43.2%
	収入金額課税法人	81%	43.2%	43.2%
	外形標準課税法人	148%	67.4%	93.5%

③ 申告と納税

法人事業税と併せて都道府県に申告し、納める。

④ その他

地方法人特別税の税収は、人口（1/2）及び従業者数（1/2）であん分され、国から都道府県に譲与される。

(3) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	33,132,876	38,186,679	44,077,938
	収入額 (b)	33,097,725	38,148,146	44,062,465
	不納欠損額 (c)	19,984	5	3,798
	収入未済額 (a-b-c)	35,849	38,696	12,572
	徴収率 (b÷a)	99.9	99.9	99.9
滞納繰越分	調定額 (a)	285,664	231,936	170,635
	収入額 (b)	32,292	26,369	27,711
	不納欠損額 (c)	54,759	70,914	105,662
	収入未済額 (a-b-c)	198,636	134,652	46,931
	徴収率 (b÷a)	11.3	11.4	16.2
現滞計	調定額 (a)	33,418,541	38,418,615	44,248,573
	収入額 (b)	33,130,017	38,174,516	44,090,176
	不納欠損額 (c)	54,779	70,919	109,460
	収入未済額 (a-b-c)	234,486	173,349	59,503
	徴収率 (b÷a)	99.1	99.4	99.6

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	16,494,824	16,471,029	-	24,415	99.9
	繰越	113,181	17,177	10,457	85,570	15.2
鹿沼	現年	2,110,205	2,107,746	-	2,458	99.9
	繰越	12,155	1,481	-	10,674	12.2
真岡	現年	2,711,643	2,710,926	19	696	99.9
	繰越	10,129	446	268	9,414	4.4
栃木	現年	4,656,609	4,653,532	-	3,088	99.9
	繰越	74,273	4,623	31,680	37,969	6.2
矢板	現年	1,329,098	1,328,981	-	116	99.9
	繰越	880	-	-	880	0.1
大田原	現年	3,293,195	3,292,613	-	581	99.9
	繰越	65,966	2,330	12,186	51,450	3.5
安足	現年	2,537,301	2,532,894	-	4,492	99.8
	繰越	9,076	6,233	166	2,676	68.7

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	33,132,876	33,097,725	19	35,849	99.9
	繰越	285,664	32,292	54,759	198,636	11.3

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	19,007,721	18,998,068	-	9,671	99.9
	繰越	108,976	9,515	60,204	39,256	8.7
鹿沼	現年	2,621,871	2,620,015	-	1,855	99.9
	繰越	13,083	1,570	319	11,193	12.0
真岡	現年	2,752,208	2,751,537	-	671	99.9
	繰越	10,008	548	8,888	571	5.5
栃木	現年	5,873,563	5,871,941	-	1,687	100.0
	繰越	40,835	7,666	398	32,770	18.8
矢板	現年	1,538,446	1,532,703	-	5,743	99.6
	繰越	996	116	867	13	11.7
大田原	現年	3,974,192	3,970,894	-	3,298	99.9
	繰越	52,010	1,332	223	50,454	2.6
安足	現年	2,418,674	2,402,986	5	15,768	99.4
	繰越	6,026	5,620	13	392	93.3
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	38,186,679	38,148,146	5	38,696	99.9
	繰越	231,936	26,369	70,914	134,652	11.4

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	22,808,182	22,805,019	30	4,030	99.9
	繰越	47,612	18,735	19,955	18,590	39.4
鹿沼	現年	2,481,124	2,480,062	-	1,062	99.9
	繰越	12,446	1,279	8,363	2,803	10.3
真岡	現年	3,264,578	3,264,135	-	443	99.9
	繰越	1,051	429	324	297	40.9

栃木	現年	7,047,597	7,044,517	-	3,079	99.9
	繰越	34,001	4,160	27,225	2,616	12.2
矢板	現年	1,544,319	1,543,509	-	809	99.9
	繰越	5,713	285	3	5,425	5.0
大田原	現年	4,168,318	4,167,261	-	1,057	99.9
	繰越	53,753	2,664	49,791	1,297	5.0
安足	現年	2,763,815	2,757,959	3,767	2,088	99.8
	繰越	16,055	155	-	15,899	1.0
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	44,077,938	44,062,465	3,798	12,572	99.9
	繰越	170,635	27,711	105,662	46,931	16.2

③ 徴収率と全国順位

(単位：％、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	99.9	24	11.3	36	99.1	35
平成 25 年度	99.9	33	11.4	39	99.4	36
平成 26 年度	100.0	6	16.2	33	99.6	35

④ 業務フロー

2. 法人県民税の業務フローを参照

6. 地方消費税

(1) 地方消費税の概要

① 趣旨等

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実のため消費に広く負担を求めるもので、消費税（国税）と同様に取引の各段階で課税される。

② 納税義務者

課税資産の譲渡等を行った事業者 ……………譲渡割（国内取引）

課税貨物を保税地域から引き取る者 ……………貨物割（輸入取引）

※保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税の支払が猶予される場所である。

③ 納税額

社会保障の安定財源の確保等を図るため、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられた。

区分	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から
消費税	4.0%	6.3%
地方消費税	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)
合計	5.0%	8.0%

④ 申告と納税

- ・譲渡割については当分の間、消費税の申告と併せて所轄の税務署に申告し、納付する。
- ・貨物割については消費税と併せて税関に申告し、納付する。

⑤ その他

- ・国から各都道府県に払い込まれた後、都道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、清算する。
- ・都道府県間の清算後の収入額の2分の1が市町村に交付される。

【都道府県間の清算基準】

指標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8
「人口（国勢調査）」	1/8
「従業者数（経済センサス）」	1/8

【市町への交付基準】（注）

指標	ウェイト
「人口（国勢調査）」	1/2
「従業者数（経済センサス）」	1/2

（注）引き上げ分については、全て人口によりあん分する。

（2）本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

（単位：千円、％）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	15,976,273	19,432,450	22,506,938
	収入額 (b)	15,976,273	19,432,450	22,506,938
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	15,976,273	19,432,450	22,506,938
	収入額 (b)	15,976,273	19,432,450	22,506,938
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0

② 県税事務所別の調定額等（全県分を宇都宮県税事務所で賦課徴収している）

平成 24 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	15,976,273	15,976,273	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	15,976,273	15,976,273	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 25 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	19,432,450	19,432,450	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					

大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	19,432,450	19,432,450	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

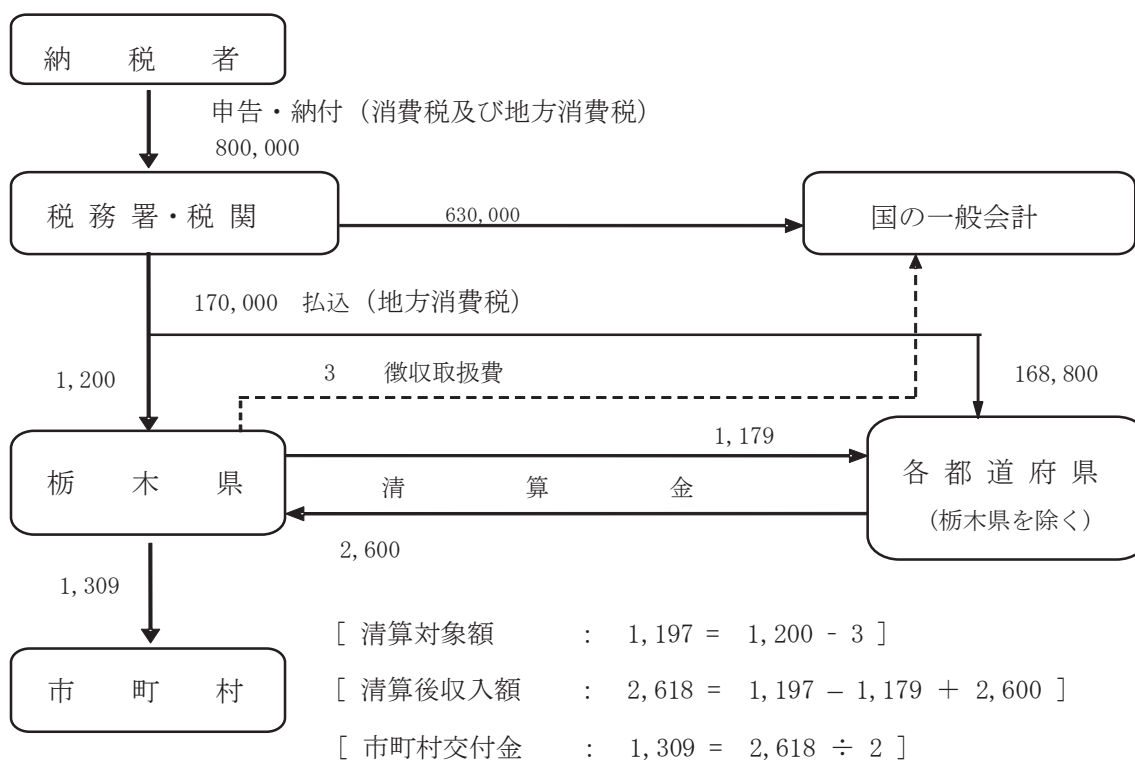
県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	22,506,938	22,506,938	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	22,506,938	22,506,938	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

③ 徴収率

(単位：%)

	現年課税分	滞納繰越分	現滞計
平成 24 年度	100.0	-	100.0
平成 25 年度	100.0	-	100.0
平成 26 年度	100.0	-	100.0

④ 業務フロー



- 徴収取扱費支払時期 : 年4回 (通知の日から30日以内)
- 都道府県間清算時期 : 年4回 (5月・8月・11月・2月)
- 市町村交付金交付時期 : 年4回 (6月・9月・12月・3月)

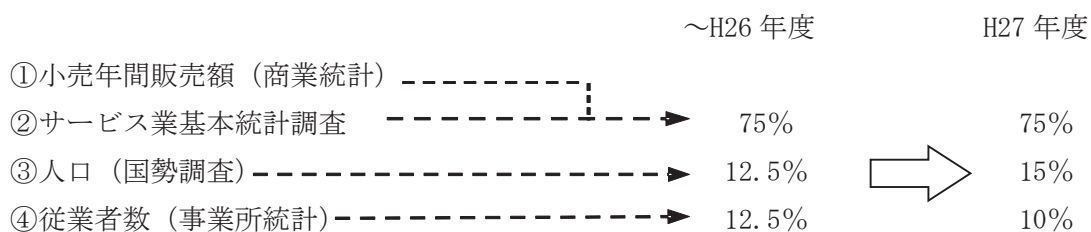
○消費税率引き上げ後の取扱い

- ・引き上げ分は社会保障施策に要する経費に充てるものとされたことから、平成 26 年 4 月 1 日以降、都道府県間の清算及び市町村交付金の交付は従来分と引き上げ分に区分して行う。

年 度	平成 26 年	平成 27・28 年	平成 29 年	平成 30 年
従 来 分	10/12	10/17	10/19	10/22
引き上げ分	2/12	7/17	9/19	12/22

○清算基準

- ・払込額から徴収費を控除した額を消費に関する指数（①～④の指標に基づき算出）である分の上、各都道府県間で清算する。



○交付基準

【従来分】 清算後の額の 1/2 を各市町村の①、②の指標である分の上交付する。

- ①人口（国勢調査） -----▶ 1/2
- ②従業者数（事業所統計） -----▶ 1/2

【引き上げ分】 全て人口である分の上交付する。